

第二回 農林委員會會議錄 第三十一号

昭和二十三年七月一日(木曜日)

午前十一時四分開議

出席委員

委員長 井上 良次君

理事 岩本 信行君 理事 森 幸太郎君

理事 佐竹 新市君 理事 永井勝次郎君

理事 小林 運美君 理事 寺島隆太郎君

理事 萩原 壽雄君 理事 北 二郎君

小川原政信君 小野瀬忠兵衛君

佐々木秀世君 佐瀬 昌三君

重富 卓君 田口助太郎君

網島 正興君 野原 正勝君

松野 頼三君 八木 一郎君

梁井 淳二君 山村新治郎君

渡邊 良夫君 稻村 順三君

清澤 俊英君 黒田 壽男君

田中織之進君 成瀬喜五郎君

野上 健次君 溝淵松太郎君

守田 道輔君 神山 榮一君

菊池 豊君 關根 久藏君

寺本 齋君 中垣 國男君

坪井 島藏君 的場金右衛門君

平工 喜市君 松澤 一君

森山 武彦君 山口 武秀君

大瀧竜代司君

出席國務大臣

農林大臣 永江 一夫君

出席政府委員

農林政務次官 大島 義晴君

農林事務官 山添 利作君

農林事務官 遠藤 三郎君

委員外の出席者

専門調査員 片山 徳次君

専門調査員 岩隈 博君

六月三十日委員勝間田清一君辭任につ

第一類第九号 農林委員會會議錄 第三十一号 昭和二十三年七月一日

き、その補欠として稻村順三君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

食糧確保臨時措置法案(内閣提出)

(第一一五号)

○井上委員長 それでは會議を開きます。

食糧確保臨時措置法案の質疑を継続いたします。

○坪井委員 第九條の次に「不急農産物の作付の制限」となつておりますが、おそろく今不急となるものをつくらうという者はほとんどないと思

う。この意味は主要食糧以外のものを称して、全部不急不急というふう

に考えられておるのか。農家の経営から見ますと、おそろく不急農産物の

作付の制限というふうなことをされるということは、農家経済に及ぼす影響

が非常に大きいと思ふ。過去のいろいろの統制がありますけれども、こ

う点にまでタッチしない方がいゝのではないかと考へるものでありますが、農

政局長はどんな考へをもたれるか。なおまたその種類等は、もしあるとし

たならばどういふものを指しておるのか。

○山添政府委員 これは昨年さうき

びを考へておつたのですが、砂糖がは

いつて来るようになったから、一般的

にこの十條などのことを考へる必要が

ある作物は、今頭に浮びません。しか

し將來の状況によつて、ごく地方的に

はあるかもしれないという程度であり

ます。

○坪井委員 第十一條にまいりました。

「市町村農業調整委員會は、主要

食糧農産物の生産を増進し」とこうあ

りまするが、ただ一つのこうした機関

だけをつくり、あるいは決議機関だけ

で、一体どれだけの生産面にタッチ

しておるか。結局この十一條から見

ても、何ら恩恵というか、特典がな

ければ、主要食糧農産物の生産を増進

することは不可能だと考へますが、そ

のあとの内容を見ますと「市町村の

区域内の土地又は農業用施設につき権

利を有する者に対し、病虫害の予防又

は害虫の駆除、水利の調整、防護の保

全、農業用施設の共同利用等に関し必

要な事項を指示することが出来る。簡

單に指示したぐらゐのこと、生産の

増進というふうなことは決してできな

いと思ふ。單なるこうした一つの法文

によつて、この目的を達することはで

意味で、元の農業会のもつておりまし

た農政機能を、こちらの方に移したの

でありました。その前提としては、協同

組合の活動というのを予想をいたし

ておるわけでありました。それから個々

の仕事についての増進のいろいろな施

策につきましましては、いろいろやつてお

ることは御承知の通りであります。

○坪井委員 それに対する何か國とし

ての、予算的内容について質問いたし

ておるのであります。

○山添政府委員 ここにあけてありま

す文字だけについて言いますと、病虫

害等の予防につきましては、約六百万

円程度をもつて三化螟虫の防除、D・

D・Tの交付等をやつております。ま

り、先般御可決を願ひました肥料公園に

よる防除、これの金額も同様程度の七、

八百万円の金額を支出することになつ

ております。そのほか病虫害におきま

しては、発生予防制度というものを設

ができる」となつております。農地

委員會においてもやはり大体十名程度

で今やつております。事情によつては

まだ多いところもあるようであります

が、市町村においては大体十五名あ

つたらしいのじやないか。ましてや市

町村長が特に三人に限つて被選挙権の

ない者を入れるということは非民主的

だと思ふ。結局どういふためにこうい

うことをするの、その内容につきま

して不明朗な点があります。私はそ

う必要はないと思ふ。やはり市町村

農業調整委員會というものは、やはり

その資格をもつておる者のうちから選

挙して、十五名なら十五名というやう

なこと、もし必要があるならば縣な

り、あるいはその上の許可をとつて

くにこれを殖やすことが出来るという

ことは結構だと思ふが、資格のない者

を、天降つて町村長がほか三名に限つ

てこれを入れるということは、この委

等で、適当な人があればいつでもらう。そうしてそれは選挙された委員の過半数の同意をもつてするのでありまして、市町村長の独断ではない、ということが次の行に書いてあります。

○坪井委員 そういふことは全部知っております。知っておりますが、そうした一つの特定な人ということとは私はすでに間違つておると思う。いやしくも公選でやつたものの中に、そうした者を入れることに同意するということ、いかにもこれは不都合だと思ふ。

過去の農業者のときには、結局御承知の通り、理事会の互選によつて一人特別理事というものが置けた。これらもずいぶん禍をなしてきておるのであります。今度またこうしたことをやるといふことによつて管理委員会というものは、必ず結果においてうまくいかなければいけませんので、私としてはこれはない方がいいと思ひますが、農林政務次官はこれについてどんなお考えをなされておられますか。

○大島政府委員 公選された者のほか、三人を限つて委員を選任することができ、こういうことなのであります。して、これは今御指摘の農業者の理事が業務を執行するといふようなものではないのであります。これは委員でありまして、その審査に最も公平な意見を反映させるために、こういう制度を布いて、学識経験ある者とか、あるいはその他市町村長が特に必要だと思ふ者三人を限りやることができるといふことなのであります。全部しなければならぬということでもないのではありません。市町村長が特に必要がある場合には、さういふことができる、といふことを御了承願ひたいと思ひます。

○坪井委員 十四條の「命令をもつて定める面積の農地について」でありまして、これは一体どのくらいの開闢を言ふのでありますか、あまり漠然として過ぎておりますが、この点を伺ひます。

○山添政府委員 これは一反歩にする予定であります。と言ひますのは、供出の面から言へば一反といふことも小さいやないかという議論があるかもしれないませんが、大体、今までの農地委員会にしましても、あるいは過去の農業会等の資格につきましてもみな一反歩といふことにしております。それで一反歩といふことを踏襲したいと思つております。

○坪井委員 十五條へまいりまして、「市町村農業者調整委員会の委員の選挙権を有する者は、その総数の三分の一以上の連署をもつて第十三條第三項の規定により選挙された委員の解職を請求することができ」となつておりますが、これは全市町村長の連署等においてもやはりこうした方向になつておるので、きわめて民主的のようでありますけれども、こうした農村が円満に食糧を確保しよう、供出していこうといふときに、とにかく信頼のある委員をわれわれは選挙をせねばならぬ、それを選出しておく。それについてどうもだれかがこれは悪いが、悪いからといって、常に三分の一以上の連署さえあれば弾劾ができるというやうなことは必要ないと思ふ。どこまでもわれわれは民主的にこれを選挙して、委員を信頼し、悪いところはどこまでも是正していくといふことになりますれば、こんな三分の一の連署をもつて弾劾する必要はないと思ひますが、その点はどんなお考えをもたれておりますか。

○山添政府委員 それは最近における選挙された委員その他についても、一般の形でありまして、やはりこういう制度をおいておくといふことは、意味がないとは思ひません。

○井上委員 坪井君に申し上げますが、できるだけ簡単に願ひます。

○坪井委員 第十八條へいきまして「市町村農業者調整委員会に關する費用については、政府は毎年度予算の範囲内で補助金を市町村に交付する」となつておりますが、この内容はどのくらいの額でありますか。

○山添政府委員 本年の予算總計費は八億でありまして、その内容については参考資料として配付してございまして、

○坪井委員 二十九條の「第十條第一項の規定に違反した者は、これを二万円以下の罰金に処する。次に三十條以下に罰金に処する。このやうな命令に違反した者は、これを五千元以下の罰金に処する。このやうな命令になつておりますが、あまりにも罰則が重くないか。おそろくすべて市町村の食糧調整委員会におきまして、民主的にやうといふときはおいて、ほとんど法的に争うことになることは、すべてその結果はよくないと思ふ。やはり生産を確保する精神に逆比例して悪感情をもちまして、結局その効を奏さない。ましてやこうした罰則が重たいといふことは、あまりにも農民に対して苛酷なる取扱ひをするようになるではないか。こういう考えを私ももちますので、この罰金といふものは、少くとも千円か、あるいは千五百円程度で結構だと思ふ。また次の三十條におきまして、千円くらいでよい

と思ふ。政府としては没収金だから、なるべく多くとらうといふ考えをもつておるのか、どんな考えをもつておるか承りたいのであります。

○山添政府委員 本来、不急作物の制限、あるいは増産に關する支障を除くための指示、これらの事柄について、しかく罰則を適用されるやうな事態が生ずるであらうといふことはあまり考へておりませんけれども、かりにそういう場合がありといひますならば、現在の経済情勢からいまして、この程度の罰金を規定しておくことは相当地であらうと考へております。もつともこれは実際に適用いたします場合には、その事態、また農家の状況等を考へて、裁判所の方でこれは適當に酌量をして、具体的にきめることになると思ひます。

○坪井委員 農林大臣が見えましたが最後に伺ひたいです。この食糧確保臨時措置法の内容全般については私は昨日こうした悪法はむしろ逆効果を生ずものであるといふことを主張いたしたのであります。これによつてはたして期待するだけの供出量というものが完全に供出されるかどうか。私は民主的だと言われながらも、こうした天降つた一つの食糧確保臨時措置法によつて、必ず物の増産はできないと思ふ。結論は、絶対に増産がでなかつたならば、いかに配給しなくてもきないと思ふ。この法によつていかに増産せしむるかという点について、政府としては十二分に考慮を拂つておるか。やはり政府としては増産について、もちろん土地改革とかあるいは開墾、開拓、その他農用必需物資、肥料一切の増産に専念はされておるとは

思ひますが、昨日も申し上げましたが、供出については、今まで言われておるだけはほとんど農家は完納しておるにもかかわらず、配給される必要量といふものは、今年においてすら、必要資材、肥料その他は六割しか配給されておらない。権利義務は並行すべきであるにもかかわらず、それらが並行しておらない。こういう偏点から見ましても、結局これによつて食糧が確保できるといふやうな場合においては、一昨々日でありましたか、森幸太郎さんからちよつと質問があつたやうに、國の食糧の絶対量といふものはどんなぐあひになつておるか、品種別にどのくらいの数量があれば、どれだけの配給ができるか。そういう計画に基いてやらなければならぬが、それをただ漠然として確保するといふことではいかぬではないかと言われたのであります。その通りでありまして、私も常々この食糧確保については関心をもち、おり、人口問題と食糧問題といふことは常に言つておりますが、農林大臣は少くとも二合八勺の食糧確保は、十一月にいつたならばやりたいといふことを言われております。本年も私はこうした麦作の環境から見まして、二合八勺はいかぬのではないかと、ましてや農家にいへば、食糧管理局長は、四合であるけれども、今後はできるだけ増したいと言われておりますが、少くともこうした臨時措置法によつて、農家の保有米等において相当地量が確保されるという一つの目標を早く指示してやるべき必要でありまして、ただ法律をつくつてとりあげることでだけであつて、それに対する裏づけの資材、肥料、農機具といふものがまだ四

割不足してゐる、これを責任をもつて今後必ず供出農家のところまで、やる自信をもつてゐるか。これが私は一番疑念をもつてゐるのであります。法律はつくりましても、これが過去においていつでも半年、一年の手遅れになつてゐる。政府が公約したものは、肥料の五萬五百目、これ一つだけが今までいつたのであります。他におそらく実行したものはないと思う。少くともこの法律をつくられた以上は、政府としては自信をもつて供出に対する裏づけとしての肥料、農機具を必ずやる。肥料だけなら、戦前は八萬五百目いつておつたが、そこまでやるかどうか。あるいは農機具その他も必ずこれらをつくりやるかどうかということをお伺いしたいと思ひます。最近の状況からみると、昭和電工などはストライキに入つたと言つておりますから、殖産はしないと思ひますが、責任ある食糧確保に対する裏づけ物資に対して、農林大臣から御答弁をお伺いしたいと思ひます。

○永江國務大臣 今お述べの中で例をおとりになりました肥料についても、春肥反当八萬五百というものが一應必要量といたしまして、御承知のように、日本の経済の現状におきましては政府の責任において八萬五百を配給できると私は断言できないのであります。本年五萬五百をお約束をして最高度の能率でこれをやつてゐるのであります。が、絶対に必要なものを政府の力で絶対に裏づけをせよということとは、これは数学的には困難であります。実際問題として私はさうに考えておりません。

○小川原委員 時間が少いので結論だけ申し上げたいと思ひますが、それではおわかりにならぬと思ひますので、多少自分の意見、批判等を加えての質問をお許し願ひたい、かように思ひます。私はこの案につきまして、文字から申しますと、第一條はまことに同感であります。この点は大臣の考へておられることと私と何にも違つてゐるところはないと思ひます。案の内容を見ますと、百害あつて一利ない悪法であるといふことを昨年申し述べておきました。その理由とするところはどこにあるかといふと、この法律案はまことに非科学的で非論理的であります。この一点をお認めになるかどうか、その理由はあとから申します。こういうものを申しますと、農家は非常に困る、こう思つて私はこの点をお尋ねたい。重ねて申し上げますと、第二点におきましては、この法案は非民主的であります。そうして日本の特殊農業という特性を無視いたしました天降りの式の法案であつて、日本の農業には適さない。こういう二点をまずもつてお尋ねいたします。これが根本でありますから、この根本をひとつお尋ねしたい。こう思ふのであります。

○永江國務大臣 本案につきましては、提出の際當局から説明を申し上げましたように、日本の現下の食糧事情並びに食糧の生産状態から申しまして、本法案が私どもは必要なのであります。従つて本法案が非科学的であるとも考へておりませんし、また非民主的であるとも考へておらぬのであります。現段階においては、この法規に盛り込んでおる趣旨がやはり当面の實際問題として必要なことである。かように

信じております。

○小川原委員 当面の問題としてお考へになつてゐる点も了承いたしますが、しからば今までの、昨年お出しになりましたのは臨時として一箇年でありましたが、今度は三年といふふうに改められたのであります。三年といふことになりますと、半恒久性をもつた法律案になつてしまふのであります。そうしてこの第二條を見ますと、米と麦類と馬鈴薯と甘藷と雜穀とありますが、日本の農業の全体はこれに盡きるといつてもよいのであります。さういふことになりますと、非科学的であり、非民主的であつて、三年という半恒久性をもつた法律で、日本の農家全体がしばられたということになります。これは輕率にわれ／＼は通すことができない。暫定措置として通すのだから一箇年としてしまふならば、それともやむを得ないといふことになりますが、これが三年も続いたといふことになりますと、またそれで三年目になりまして、統制作付けをおやめになつて自由作付けに切替なさるかどうか、その点もお伺いしておきたいと思ひます。

○永江國務大臣 その点は當局からお話申し上げておる通りであります。日本の食糧が自給自足になりますことは、實際問題としてこじばらんの間には非常に困難であらうと思ひます。その間におきまして、日本が自由な立場におきまして、換言いたしますと、獨立國としてその欲する不足の食糧を外國から自由に輸入できる段階に至りますならば、おそらくこの法律は当初の目的の大半を達しておるのでありますから、さういふ段階に至ればかような措置は必要なかろうと思ひます。ただ今の國際情勢から申しましても、日本が完全な獨立の形態を一應形式的にもとります間においては、やはり食糧の絶対量不足のものを、占領軍の放出物資に依存しておるという段階におきまして、かような措置をとつた。さういふふうには御了承願ひたいと思ひます。

○小川原委員 御苦心の一面は私も察しられます。事實はその通りであります。その点は私も肯定しております。さういふ法律案をおつくりになるといふことの御心情はお察しする。しかしながら法律といふものになつたならば、その心情とか何とかといふようなことを考へてゐることができない、すくなくそれが國民の權利義務でありますから。私はもう少しつづいてお話を申し上げたいと思ひます。あなたと私は意見が一致しているかもしませんが、手段においてたいへんな相違があるのであります。第一條に「生産」とありますが、生産と言へば饒んで字の通りであります。この意味は非常に深長だと思ひます。生産といふことになりますと、農家戸数を何ぼあなたとは全然にならなうして、さうして一体耕作反別をどういふふうに考へて、どれだけのことをあげるかといふことにつぎまして、肥料はどうなつてゐる。農機具はどうなつてゐる。さういふ裏づけがなければ生産といふ言葉は私は使えぬと思ひます。しかしさういふ裏づけがなければ生産といふ言葉は、あなたは申し上げたくなう。この生産をあげるというのを一口に言うならば、あなたは言う日本の人口政策といふものは一体どうしてやるか、さういふことです。まずそれから聴かなければ納得いかなう。ですから生産といふものについて、それは見解の相違だといふことになりますけれども、私單獨に生産の計算をしておりますと相当のものがあつた。これは申し上げて、いかどうかかわりませんが、私の数と政府の数と違ひます。そこで農林省は何ぼ／＼とおつしやられますが、私と農林省と大きな差があります。私の言うことが違つたらば、私は一歩しりぞいて違つたといひまして、政府はさういふふうな観点から、生産者を何戸と見て、どれだけの生産をあげたといふことを承りたい。さうなると皆さんも御満足になるであらうしようが、農林省は責任をもつてそのことをお答へ願ひたい。さういふことと供出ということにつぎましては、一人人口をどれだけに見て、さうしていくらの配給をいたす、三合から三合、二合五勺なら二合五勺と、どれだけの配給をするのであるか、さういふ点をお尋ねしたい。

○永江國務大臣 今の数字の点につきましては、常に政府が供出として事前御當りいたしました数字をもつて、一應實際政府の考へてゐる供出額とところの数量であると御了承願ひたいと思ひます。先ほど申しましたように、絶対量が不足しております今日、個々の國民の一人當りの配給基準量の決定権については、御承知のように、日本政府独自の見解によつて個々の配給数量を決定することは、非常に困難な事情がございますので、私どもとしてはできるだけ生産農家諸君個々の自主的、自発的な協力によつて、できるだけ生産を高めていく。その方法としてこの法によつてその点をできるだけ合理化

し、民主化していきたくて考えをもちつておるであります。従つて、その結果國內においてどれだけの生産食糧が正式なルートに乗るかという数字と、個々の配給数量がいくらかという最後の決定の上に立つて、不足分の食糧の放出を願うという形式をとつておるのであります。今お話のように、理想論としては戦前のカロリー計算からいけば、なお多くの食糧を配給するのが当然であります。現在今申しましたような事情で、個々の実際の数量の最後的な決定は、われ／＼日本政府の考え方だけではいしかなるという事情を御了承願ひたいと思ひます。

○小川原委員 あなたのお話になつた誠心だけは私は承知いたしますが、足りないという数字は一体なんぼ足りないのか、それを伺ひたい。

○永江國務大臣 それはただいまお答え申し上げましたように、個々の基準量が違ふことによつておのずから足りない数量も出てくるわけでありまして、従つて二合五勺でも足りないものであります。あるいは二合八勺にいたしましたとしてもカロリー計算でいくと十分でない。従つて個々の基準の数字によつて

しますが、馬鈴薯とかあるいはさつまいもとかすべてのものを合せて、一体どれだけの足りないかということをお聴かせ願ひたいと思ひます。

○永江國務大臣 これは同じことを繰返して申さなければならぬのであります。個々の配給基準量をいくかにしたならば足りるかどうかという数字は出るものであります。その配給基準量につきましても、先ほど申しましたように、二合五勺を新米穀年度においては二合七勺なり八勺にしていきたい、こういうことで出てくるのであります。足りないからあくまでこれを生産農家の方に強制的に割当てるといふ考えはもつておりません。一應合理的に生産農民諸君がこれに協力していただいて、出た供出数量の上で、なお足りない部分は放出物資に依存する、こういういき方をしておるのであります。足りないものをどこまでも國內で生産せられたものに、さらに追いかけて追加供出をするとかいふ考えは、毛頭もつておりません。

○小川原委員 私の思ひますのは、この法案を出しになるに際して、御承知の通り日本の國にはたくさん海産物もあるものであります。その海産物を主食にかえて、あるいは畜産の製品を主食にかえて、そうしてどうしてもこれでカロリーが足らぬので、農家にこれだけふん張れというならふん張りようがあると思ひますが、農家の方だけを追ひ詰めて、そうして肉製品であるとか、魚製品とかいふものが主食に換算されてこないということになりま

うことは先ほど申し上げましたが、足りない中にも、一方では食生活に米にばかり依存しているが、そういうものではないという政策を農林省がお立てになつて、これをお出しになるならば、私も納得できますが、その方のことは一つもお立てにならないで、農民の米や麦のみを追求されて、その上に足らぬからといって、雑穀まで追求されるということになると、農家は何を食ふのかということになるのであります。この点はどうなつておりますか。

○永江國務大臣 本法の趣旨は、やはり主食に限界をおいておるのであります。今お尋ねのような肉類、鮮魚介類は、主食のわくの外において考えておるのであります。今お尋ねのように、生鮮食料品を主食に入れて計算せよといふお話でございますが、私も同じく、主食の限界は第二條で示しているものを限界といたしまして、將來食糧事情が緩和せられれば、將來主食の範囲もできるだけ米麦の範囲に縮めていきたいという考えをもつております。今のところ肉類あるいは魚類を主食の中に入れていくという考え方はもつておりません。

○小川原委員 それは水掛論になるからやめますが、この法律を制定なさるときに、三箇年とありますが、一体経費をどれだけお見限りになつてこれをやりやうとするのであります。初年度は八億圓といふことを昨日承りました。あとどうなりますか。

○永江國務大臣 今のお話の通り、大體初年度通り毎年八億程度をの計上して下されたいと思ひます。

○小川原委員 これが自由作付に突つたときに、農村には損失が起ると思ひますが、その損失は當然農林省が負うのでしようね。

○永江國務大臣 御承知のように、作付については一應委員会の運営によつて実施はきまつてまいるのであります。さいわいにしてわが國の食糧事情がだんだん好轉して、かような法律も必要なく、生産農民諸君が自己の好むものを好む方法において自由に生産のできるような境界に達しました際において、自由な生産に轉換するときに、農民諸君がこの法のために受けたいろいろな損失があるという御想像に基いてのことではないという見解をもつております。なぜかと申しますと、もし自由な食糧生産が、生産農民の個々の人々が欲するままに行われる状態になります場合には、大局的に見ますと、その場合にはやはり日本が獨立國として好む食糧の輸入が行われ得る境界に達するのであります。そういう際には、外國のスケールの大きな農業によつて生産されたものが、無制限に輸入されるというところは、各方面から考えておられるより、わが國の農村恐慌の一つの大きな原因になるわけでありまして、そういうものをわれ／＼はあくまでも阻止しつつ、日本の農業生産というものが有蓄農業なりその他の各種の面から勘案された総合的な経営によつて、將來外國の農産物の輸入に對抗できる立場におかねばならぬことは、識者のひとしく認めておられるところでありまして、そういう境界に達した際に、自由な生産に轉換する場合においては、本法のためは個々の生産農民が制肘を受けて、自由な生産に轉換されるときに、本法

の影響によつて大きな損失が起るとは、私は想像しておらぬのであります。○小川原委員 しからば、その点はさういたしておきましてこの事務が複雑であります。たとえばこのうちを見ますと、これは昨年申し上げたものが、これが改まつておらないんです。地力ということをここに書いてありますが、これはたいへんむずかしいことなんです。土地がよいとか悪いとかいうだけでは地質がわからないわけでありまして、同じ一反歩の中でありまして、私の調べました中から申し上げますと、農林省を侮辱したとおしかりを受けるかもしれない、また誤つておるかもしれない、米におきまして五石三斗もつておる地方がありまして、こういう地方の一反歩の地味と、北海道のような一反歩から二俵もれないような地味とは、これをいいたか悪いか言つてもそれは何にもならぬ。地味はよしと書いておいて、こまかく書けといつても、これはできない。こういうことになりまして、むろん割當において悪いことがそこへ起つてくると思ひます。それから作物の組合わせですが、これは理論的にはよろしいのであります。實際問題として作物の組合せを書類の上に書けと言つても書けないのであります。こういうことが事務的にありますと、非常に複雑煩瑣をきわめてくるのであります。もしこれをまじめに正面から受取りましてやるといふことになれば、一農家に一人の書記がついておらなければならぬことになる。彼場においても町村長が主体となつてこれをやるということになりまして、村に何人では済まぬと思ひます。少くても

たときに、農村には損失が起ると思ひますが、その損失は當然農林省が負うのでしようね。

○永江國務大臣 御承知のように、作付については一應委員会の運営によつて実施はきまつてまいるのであります。さいわいにしてわが國の食糧事情がだんだん好轉して、かような法律も必要なく、生産農民諸君が自己の好むものを好む方法において自由に生産のできるような境界に達しました際において、自由な生産に轉換するときに、農民諸君がこの法のために受けたいろいろな損失があるという御想像に基いてのことではないという見解をもつております。なぜかと申しますと、もし自由な食糧生産が、生産農民の個々の人々が欲するままに行われる状態になります場合には、大局的に見ますと、その場合にはやはり日本が獨立國として好む食糧の輸入が行われ得る境界に達するのであります。そういう際には、外國のスケールの大きな農業によつて生産されたものが、無制限に輸入されるというところは、各方面から考えておられるより、わが國の農村恐慌の一つの大きな原因になるわけでありまして、そういうものをわれ／＼はあくまでも阻止しつつ、日本の農業生産というものが有蓄農業なりその他の各種の面から勘案された総合的な経営によつて、將來外國の農産物の輸入に對抗できる立場におかねばならぬことは、識者のひとしく認めておられるところでありまして、そういう境界に達した際に、自由な生産に轉換する場合においては、本法のためは個々の生産農民が制肘を受けて、自由な生産に轉換されるときに、本法

の影響によつて大きな損失が起るとは、私は想像しておらぬのであります。○小川原委員 しからば、その点はさういたしておきましてこの事務が複雑であります。たとえばこのうちを見ますと、これは昨年申し上げたものが、これが改まつておらないんです。地力ということをここに書いてありますが、これはたいへんむずかしいことなんです。土地がよいとか悪いとかいうだけでは地質がわからないわけでありまして、同じ一反歩の中でありまして、私の調べました中から申し上げますと、農林省を侮辱したとおしかりを受けるかもしれない、また誤つておるかもしれない、米におきまして五石三斗もつておる地方がありまして、こういう地方の一反歩の地味と、北海道のような一反歩から二俵もれないような地味とは、これをいいたか悪いか言つてもそれは何にもならぬ。地味はよしと書いておいて、こまかく書けといつても、これはできない。こういうことになりまして、むろん割當において悪いことがそこへ起つてくると思ひます。それから作物の組合わせですが、これは理論的にはよろしいのであります。實際問題として作物の組合せを書類の上に書けと言つても書けないのであります。こういうことが事務的にありますと、非常に複雑煩瑣をきわめてくるのであります。もしこれをまじめに正面から受取りましてやるといふことになれば、一農家に一人の書記がついておらなければならぬことになる。彼場においても町村長が主体となつてこれをやるということになりまして、村に何人では済まぬと思ひます。少くても

の影響によつて大きな損失が起るとは、私は想像しておらぬのであります。○小川原委員 しからば、その点はさういたしておきましてこの事務が複雑であります。たとえばこのうちを見ますと、これは昨年申し上げたものが、これが改まつておらないんです。地力ということをここに書いてありますが、これはたいへんむずかしいことなんです。土地がよいとか悪いとかいうだけでは地質がわからないわけでありまして、同じ一反歩の中でありまして、私の調べました中から申し上げますと、農林省を侮辱したとおしかりを受けるかもしれない、また誤つておるかもしれない、米におきまして五石三斗もつておる地方がありまして、こういう地方の一反歩の地味と、北海道のような一反歩から二俵もれないような地味とは、これをいいたか悪いか言つてもそれは何にもならぬ。地味はよしと書いておいて、こまかく書けといつても、これはできない。こういうことになりまして、むろん割當において悪いことがそこへ起つてくると思ひます。それから作物の組合わせですが、これは理論的にはよろしいのであります。實際問題として作物の組合せを書類の上に書けと言つても書けないのであります。こういうことが事務的にありますと、非常に複雑煩瑣をきわめてくるのであります。もしこれをまじめに正面から受取りましてやるといふことになれば、一農家に一人の書記がついておらなければならぬことになる。彼場においても町村長が主体となつてこれをやるということになりまして、村に何人では済まぬと思ひます。少くても

の影響によつて大きな損失が起るとは、私は想像しておらぬのであります。○小川原委員 しからば、その点はさういたしておきましてこの事務が複雑であります。たとえばこのうちを見ますと、これは昨年申し上げたものが、これが改まつておらないんです。地力ということをここに書いてありますが、これはたいへんむずかしいことなんです。土地がよいとか悪いとかいうだけでは地質がわからないわけでありまして、同じ一反歩の中でありまして、私の調べました中から申し上げますと、農林省を侮辱したとおしかりを受けるかもしれない、また誤つておるかもしれない、米におきまして五石三斗もつておる地方がありまして、こういう地方の一反歩の地味と、北海道のような一反歩から二俵もれないような地味とは、これをいいたか悪いか言つてもそれは何にもならぬ。地味はよしと書いておいて、こまかく書けといつても、これはできない。こういうことになりまして、むろん割當において悪いことがそこへ起つてくると思ひます。それから作物の組合わせですが、これは理論的にはよろしいのであります。實際問題として作物の組合せを書類の上に書けと言つても書けないのであります。こういうことが事務的にありますと、非常に複雑煩瑣をきわめてくるのであります。もしこれをまじめに正面から受取りましてやるといふことになれば、一農家に一人の書記がついておらなければならぬことになる。彼場においても町村長が主体となつてこれをやるということになりまして、村に何人では済まぬと思ひます。少くても

の影響によつて大きな損失が起るとは、私は想像しておらぬのであります。○小川原委員 しからば、その点はさういたしておきましてこの事務が複雑であります。たとえばこのうちを見ますと、これは昨年申し上げたものが、これが改まつておらないんです。地力ということをここに書いてありますが、これはたいへんむずかしいことなんです。土地がよいとか悪いとかいうだけでは地質がわからないわけでありまして、同じ一反歩の中でありまして、私の調べました中から申し上げますと、農林省を侮辱したとおしかりを受けるかもしれない、また誤つておるかもしれない、米におきまして五石三斗もつておる地方がありまして、こういう地方の一反歩の地味と、北海道のような一反歩から二俵もれないような地味とは、これをいいたか悪いか言つてもそれは何にもならぬ。地味はよしと書いておいて、こまかく書けといつても、これはできない。こういうことになりまして、むろん割當において悪いことがそこへ起つてくると思ひます。それから作物の組合わせですが、これは理論的にはよろしいのであります。實際問題として作物の組合せを書類の上に書けと言つても書けないのであります。こういうことが事務的にありますと、非常に複雑煩瑣をきわめてくるのであります。もしこれをまじめに正面から受取りましてやるといふことになれば、一農家に一人の書記がついておらなければならぬことになる。彼場においても町村長が主体となつてこれをやるということになりまして、村に何人では済まぬと思ひます。少くても

の影響によつて大きな損失が起るとは、私は想像しておらぬのであります。○小川原委員 しからば、その点はさういたしておきましてこの事務が複雑であります。たとえばこのうちを見ますと、これは昨年申し上げたものが、これが改まつておらないんです。地力ということをここに書いてありますが、これはたいへんむずかしいことなんです。土地がよいとか悪いとかいうだけでは地質がわからないわけでありまして、同じ一反歩の中でありまして、私の調べました中から申し上げますと、農林省を侮辱したとおしかりを受けるかもしれない、また誤つておるかもしれない、米におきまして五石三斗もつておる地方がありまして、こういう地方の一反歩の地味と、北海道のような一反歩から二俵もれないような地味とは、これをいいたか悪いか言つてもそれは何にもならぬ。地味はよしと書いておいて、こまかく書けといつても、これはできない。こういうことになりまして、むろん割當において悪いことがそこへ起つてくると思ひます。それから作物の組合わせですが、これは理論的にはよろしいのであります。實際問題として作物の組合せを書類の上に書けと言つても書けないのであります。こういうことが事務的にありますと、非常に複雑煩瑣をきわめてくるのであります。もしこれをまじめに正面から受取りましてやるといふことになれば、一農家に一人の書記がついておらなければならぬことになる。彼場においても町村長が主体となつてこれをやるということになりまして、村に何人では済まぬと思ひます。少くても

の影響によつて大きな損失が起るとは、私は想像しておらぬのであります。○小川原委員 しからば、その点はさういたしておきましてこの事務が複雑であります。たとえばこのうちを見ますと、これは昨年申し上げたものが、これが改まつておらないんです。地力ということをここに書いてありますが、これはたいへんむずかしいことなんです。土地がよいとか悪いとかいうだけでは地質がわからないわけでありまして、同じ一反歩の中でありまして、私の調べました中から申し上げますと、農林省を侮辱したとおしかりを受けるかもしれない、また誤つておるかもしれない、米におきまして五石三斗もつておる地方がありまして、こういう地方の一反歩の地味と、北海道のような一反歩から二俵もれないような地味とは、これをいいたか悪いか言つてもそれは何にもならぬ。地味はよしと書いておいて、こまかく書けといつても、これはできない。こういうことになりまして、むろん割當において悪いことがそこへ起つてくると思ひます。それから作物の組合わせですが、これは理論的にはよろしいのであります。實際問題として作物の組合せを書類の上に書けと言つても書けないのであります。こういうことが事務的にありますと、非常に複雑煩瑣をきわめてくるのであります。もしこれをまじめに正面から受取りましてやるといふことになれば、一農家に一人の書記がついておらなければならぬことになる。彼場においても町村長が主体となつてこれをやるということになりまして、村に何人では済まぬと思ひます。少くても

の影響によつて大きな損失が起るとは、私は想像しておらぬのであります。○小川原委員 しからば、その点はさういたしておきましてこの事務が複雑であります。たとえばこのうちを見ますと、これは昨年申し上げたものが、これが改まつておらないんです。地力ということをここに書いてありますが、これはたいへんむずかしいことなんです。土地がよいとか悪いとかいうだけでは地質がわからないわけでありまして、同じ一反歩の中でありまして、私の調べました中から申し上げますと、農林省を侮辱したとおしかりを受けるかもしれない、また誤つておるかもしれない、米におきまして五石三斗もつておる地方がありまして、こういう地方の一反歩の地味と、北海道のような一反歩から二俵もれないような地味とは、これをいいたか悪いか言つてもそれは何にもならぬ。地味はよしと書いておいて、こまかく書けといつても、これはできない。こういうことになりまして、むろん割當において悪いことがそこへ起つてくると思ひます。それから作物の組合わせですが、これは理論的にはよろしいのであります。實際問題として作物の組合せを書類の上に書けと言つても書けないのであります。こういうことが事務的にありますと、非常に複雑煩瑣をきわめてくるのであります。もしこれをまじめに正面から受取りましてやるといふことになれば、一農家に一人の書記がついておらなければならぬことになる。彼場においても町村長が主体となつてこれをやるということになりまして、村に何人では済まぬと思ひます。少くても

の影響によつて大きな損失が起るとは、私は想像しておらぬのであります。○小川原委員 しからば、その点はさういたしておきましてこの事務が複雑であります。たとえばこのうちを見ますと、これは昨年申し上げたものが、これが改まつておらないんです。地力ということをここに書いてありますが、これはたいへんむずかしいことなんです。土地がよいとか悪いとかいうだけでは地質がわからないわけでありまして、同じ一反歩の中でありまして、私の調べました中から申し上げますと、農林省を侮辱したとおしかりを受けるかもしれない、また誤つておるかもしれない、米におきまして五石三斗もつておる地方がありまして、こういう地方の一反歩の地味と、北海道のような一反歩から二俵もれないような地味とは、これをいいたか悪いか言つてもそれは何にもならぬ。地味はよしと書いておいて、こまかく書けといつても、これはできない。こういうことになりまして、むろん割當において悪いことがそこへ起つてくると思ひます。それから作物の組合わせですが、これは理論的にはよろしいのであります。實際問題として作物の組合せを書類の上に書けと言つても書けないのであります。こういうことが事務的にありますと、非常に複雑煩瑣をきわめてくるのであります。もしこれをまじめに正面から受取りましてやるといふことになれば、一農家に一人の書記がついておらなければならぬことになる。彼場においても町村長が主体となつてこれをやるということになりまして、村に何人では済まぬと思ひます。少くても

の影響によつて大きな損失が起るとは、私は想像しておらぬのであります。○小川原委員 しからば、その点はさういたしておきましてこの事務が複雑であります。たとえばこのうちを見ますと、これは昨年申し上げたものが、これが改まつておらないんです。地力ということをここに書いてありますが、これはたいへんむずかしいことなんです。土地がよいとか悪いとかいうだけでは地質がわからないわけでありまして、同じ一反歩の中でありまして、私の調べました中から申し上げますと、農林省を侮辱したとおしかりを受けるかもしれない、また誤つておるかもしれない、米におきまして五石三斗もつておる地方がありまして、こういう地方の一反歩の地味と、北海道のような一反歩から二俵もれないような地味とは、これをいいたか悪いか言つてもそれは何にもならぬ。地味はよしと書いておいて、こまかく書けといつても、これはできない。こういうことになりまして、むろん割當において悪いことがそこへ起つてくると思ひます。それから作物の組合わせですが、これは理論的にはよろしいのであります。實際問題として作物の組合せを書類の上に書けと言つても書けないのであります。こういうことが事務的にありますと、非常に複雑煩瑣をきわめてくるのであります。もしこれをまじめに正面から受取りましてやるといふことになれば、一農家に一人の書記がついておらなければならぬことになる。彼場においても町村長が主体となつてこれをやるということになりまして、村に何人では済まぬと思ひます。少くても

の影響によつて大きな損失が起るとは、私は想像しておらぬのであります。○小川原委員 しからば、その点はさういたしておきましてこの事務が複雑であります。たとえばこのうちを見ますと、これは昨年申し上げたものが、これが改まつておらないんです。地力ということをここに書いてありますが、これはたいへんむずかしいことなんです。土地がよいとか悪いとかいうだけでは地質がわからないわけでありまして、同じ一反歩の中でありまして、私の調べました中から申し上げますと、農林省を侮辱したとおしかりを受けるかもしれない、また誤つておるかもしれない、米におきまして五石三斗もつておる地方がありまして、こういう地方の一反歩の地味と、北海道のような一反歩から二俵もれないような地味とは、これをいいたか悪いか言つてもそれは何にもならぬ。地味はよしと書いておいて、こまかく書けといつても、これはできない。こういうことになりまして、むろん割當において悪いことがそこへ起つてくると思ひます。それから作物の組合わせですが、これは理論的にはよろしいのであります。實際問題として作物の組合せを書類の上に書けと言つても書けないのであります。こういうことが事務的にありますと、非常に複雑煩瑣をきわめてくるのであります。もしこれをまじめに正面から受取りましてやるといふことになれば、一農家に一人の書記がついておらなければならぬことになる。彼場においても町村長が主体となつてこれをやるということになりまして、村に何人では済まぬと思ひます。少くても

十人以上の書記をおかなければこれらの事務は煩瑣でできないことになりまして、非常な複雑多岐にわたると思うのでありますが、この点当局はいかようにお考えになつておるのでありますか。

○山添政府委員 これは勘案すべき事項を列挙しておるのであります。それらのことを総合的に考へて、農家の事情をそれぞれ考へて、農産生産全体として生産があがるように、また農家の事情を考へて適正なる割当をした。こゝろいう意味であります。お説のごとく、なるほど正確にやればやるほど結構であります。事務をきわめて煩雑にするというには考へておりません。もつともこの生産資材の關係、割当の關係等もございしますので、これを明年度から実施したいといふ考へをもつておりますが、これは一度そういう地力調査等をその資料によつてやつていけばいいので、お説のほどではないと思ひます。

○小川原委員 こまかいことはあとから局長にお尋ねすることにいたします。そこで私はさつきから申し上げます通り、この法案は非常に事務が多岐にわたつて非合法であるからこれはおもしろくない。不合理でない、あるいは非科学的でないとおつしやいました。私はその理由を申し上げたいんだが、時間がないとおつしやるから申し上げませんが、これくらい不合理な法案はない。この法案がどこから出たか知りませんが、ごく單純な農業経営の仕方をごらんになつて、一言で申しますならば満洲のこりやん、あるいはパンパス地方のすいかとか、ガンデス河辺のけしとか、ナイル河の農業地帯である

とか、カナダの小麦とか、アメリカの南の方の綿、タバコとかいうような形態をもつて来てお考えになつたこと、こゝろ、こゝろいう法案が出たかもしれません。日本の國のような海上氣温がただちに陸上氣温になりまして変化を來し、今ごろになつて雪が降つてその災害が大きいし、雨が降れば豪雨になつて水田が流されるということになる、その上に非常に変化のある悪い土質であります。それが今日これほどの美田になつたといふのは、農民の何千年來の努力によつてできたので、今開墾したからといつてすぐに物がとれるわけでない、こゝろいう観点からすると、非常に非科学的であつて、理論的でない。こゝろいう經營をするところなるのだといふことであつて、ただ供出をせしめて、その供出から取上げよう、こゝろいう目的のためにこれはおやりになつたので、眞に生産をあげようといふお考えはなく、農民のつくつたものをどうして取上げるかといふところ、この法律案があると思つて、これを私どもは非民主的であると断定いたしますのであります。これに對しては政府の方では、もう一ぺんみな意見をお聞き、いい案にしようといふお考えがあるかないか、それを第一にお伺ひいたします。私の質問は終りたいと思ひます。他は局長にお伺ひいたします。

○田口委員 まず大臣にお伺ひいたします。本法律案の立法趣意は提案理由に書いてあります通り、主要食糧の生産の確保と供出の確保、食生活の安定をはかろうということに間違ひないことは當然であります。従つて食生活の安定をはかるためには、生産の増加と供出の確保、この二つがうまく調和することにあることも當然であります。そこでこの法案においてどこに生産増強の面がもられておるかお申しますと、ほとんど積極的な面はありませ

に信用できない。そこでなんらかの方法で割当数量の總額なり、基準なりを法文化す意思はないかどうか。また農民の最も愛するところは、事前割当は結構である、よけい働けば働いただけ農家の収入を増すといふので結構である。それは農民も賛成しておると思ひます。ただ割当がきついたために、せっかく事前割当をしてもらつても、その事前割当の数が多いために、逆に保有量までも割かなければならない。しまいにこれは裸になつてしまふという愛い

のであります。しかしそういう例が本年もあつたではないかといふことでございまして、私もこれを全部否定するものではないと思ひます。しかしできるだけ供出割当等が事前に行われて、農民諸君が進んで協力し得るような態勢にいたしますのは、やはりかような法的処置が必要であると思ひます。ただそれが非常に官僚的になつて、一方的に生産農民諸君の意思にかんにかかわらず、これをつくつていくといふ考へはないのであります。こゝろの法文のところへにその点を明らかにしておるつもりであります。従つてこの精神から申しまして、農家の保有量を割つて、その供出をしていただくといふような結果に陥らないために、やはりこの委員会の運営によりまして、それらのことが個々の農家の意思を十分尊重して運営ができるのであります。それから、私どもは今御心配のよう

な点は、本法案においては一掃するところであると思つております。

○田口委員 そので農民についてもやはり最低限度の生活を保障する生活給と同じように、保有米を最低限度守るということ、保有米をはつきり法文に書く意思はないかどうか。これが最低限度の線であるといふことを法文に盛つて、農林当局の不信をこの面から取除く処置をしたいと思つておりました。農林当局はこの考へをもつておるかどうかをまずお伺ひしたいと思ひます。

○永江國務大臣 いろいろ本法が布かれた際における、生産農民諸君の氣持の上でお尋ねになりまして、ごもつともな点だと思ひますが、しばしばこの点につきましては、委員会において私なり政府委員から御説明申し上げておつた通りでありまして、今御心配のやうに裸供出をさせるという意思はない

○田口委員 この制度によつて委員会その他が強力な発言権をもつて、その心配はないようにするが、本法の精神であると大臣は御答弁になりましたが、しからば次に大臣にお聞きいたしますが、そういう考へ方ならば何ゆゑ農業生産計画をまず農林省が立て、しかもそれを縣に指示し、縣がまた村に指示するといふことをやつておるか、現在農林省はいかなる科学的根據に基いて、全國の農業計画が立てられるか、おそらく農林統計と作報との報告によつて立てておることと思ひますが、少くとも作報その他農林当局では地力まで勘案した数字は出てきておらない。従つて全國一律に、まず農林

省が農業計画を立てるという事は、これは理論上不可能であると考へます。現実にも農林当局が不信であることは、われわれ國民ばかりでなく、世界各國の人が皆不信をもつておる。また作報等の調査が正確でないことも、昨日も食糧管理局長官が言明しております。わが埼玉縣の例をとつて見ましても、昨年度の作付面積より作報の報告は四千町歩過剰になつております。そこでこれは不思議だということで再調査を命じておるといふことも、食糧管理局長官が言明しております。従つて作報の報告も非常に間違つておるといふことは、担当官が認めておるといふ状況であります。またたゞいまここに資料が参つておりますが、水稻の割当面積でも山口縣におきましては、農業会の調査及び昨年の実績等を勘案いたしましたところ、特別に非常に食い違ひがあります。實際面積と割当面積とが非常に食い違つておるのが、ここに特別にきておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。従いまして、農林大臣があくまでも全國的な農業計画を立てるという事は、これは不可能である。逆に村が立てそれから縣が立て、それを農林省がのむ。あるいはその計画はあまり農民本位である。國家を考へないというような点で修正合理化していくことが最も適當であらう。また昨年の議會におきましても、この問題は各党の人がほとんど全部といつてもよいほど言つたのであります。が、農業計画樹立が國が立てずに逆に村から縣、縣から國というふうにする意思はないかどうかを承りたいと思ひます。

○永江國務大臣 その点は第三條にも

明記しておりますように、政府が計画を立てます以前においては、あるいは中央農業調整審議會とか、あるいは都道府縣知事のあらかじめ意見を聴きましてから、主食の生産につきましては諸種の計画を立てるのであります。それによつてさらに地方において、それぞれの委員会がそれについて御意見を發表せられて、その結果においてまた今お示しのような事実と相違する点があるならば、是正できる、かように考へております。そういう点について政府は一方的に天降りの、強権をもつてやるという事は、この法の明示するところによりまして矯正できる。こゝう私は思つております。

○井上委員長 田口君にちよつと申し上げますが、あなたの質問は大分前の人の質問と重複しておりますから、重複しないようにやつていただきます。

○田口委員 中央農業調整委員会の構成は政令に譲つてあります。その他については本法に盛つてありますが、私たちの考えでは、中央農業調整委員会が最も重要な役割をなすものである。これが政令に譲られるという事は、非常に間違つておるのではないかと。従つてまたこの政令の内容、構想等を承りたいと思ひます。

○井上委員長 それも重複しております。

○田口委員 中央農業調整委員会が諸問機關になつております。これがまた重要な問題であつて、大臣はここで調整できる、従つて天降りにならないと御答弁になつておりますが、これがもし諸問機關でないならば、大臣の御答弁に満足するものであります。これは諸問機關であつて、構成その他が定

まつておらない限りにおいては、大臣の御答弁を信用することができ得ないのであります。従いましてこれを諸問機關から決議機關に改める意思がないか、どうかを承りたいと思ひます。

○永江國務大臣 この中央農業調整審議會につきましては、資料をお配りしてあると思ひますが、これはお説のようには決議機關ではないのであります。諸問機關であります。その構成メンバーにおきましては、生産農民の意思を十分代表し得る機關としてあるのであります。ただこれが決議機關として委員会を、地方の委員会同様にもたせようという御意見は一應こつともであります。すでに先ほどお答へをいたしましたように、本法の必要でありまことは非常な臨時的な処置として、私どもは考へておるものであります。やはり民主的に申しますならば、村から順次計画が立てられて、それが郡に、あるいは縣に、そして國に集まつたものを總合的にまとめていくという行き方が、一番民主的でありますけれども、今日のいづれ、実情から申しまして、これらの機關は最後まで議決機關であり、決議機關であるといふことにしたい。實際の事情が主食にはあるものであります。個々の縣におきましても、公選された知事の立場においても、やはり主食の今日の操作の上において、國がこれらの知事の意見の決定を最後の決定としがたい事情があります。同様に、全般的な生産ばかりでなくして、食糧の配給という責任上から私どもが考へますときには、やはり中央の機關においてはある種の國家的なコントロールが必要である。これは暫定的であります。さうに考

えております。

○田口委員 それから第五條は、市町村長は農家別の農業計画を定める。その定める場合の勘案事項が一から六まで書いてありますが、最も重要なものが落ちておるのではないかと。それは肥料がどれだけ配給になるかといふことは、もちろん農林省の中央における計画の中にははいるように書いてあります。が、農家における肥料が五貫匁配給になつた場合と、六貫匁配給になつた場合とは、計画量が違つてくるのが當然であります。またその他の資材についても同様であります。従いましてこの勘案事項の中に何ゆゑ農業生産資材の配給量を勘案するように書かなかつたのか、その理由を承りたいと思ひます。

○永江國務大臣 この点は先ほどもちよつとお答へをいたしましたのであります。が、絶対必要と見られるこの反當の肥料といふのが、日本の現在の経済力をもつてできないといふ實際の状況を前提としたしまして、私どもは処理していかなければならぬのであります。当然反當八貫匁のものに五貫五百しか配給できないという場合には、やはりその配給量を勘案いたしました数量といふものが合理的に定められると思ひます。八貫の肥料を必要とする生産数量を前提として、それに五貫五百しか配給がないのに、八貫の肥料の必要があるといふ供出量を決定することが合理的ではない、こゝう考へております。

○田口委員 私のお伺ひしておるのは、八貫を配給しろというふうなむりな注文をしておるのではありません。ただ肥料も年々増加される場合もある

うし、低減される場合もあるし、結局現在五貫ならばこれだけである、六貫ならばこれだけであるといふことは、生産計画上当然考へられなければならぬ。従つてこの第五條の中には、政府は農家のもつた肥料その他生産資材を勘案することは絶対に必要である。従つてこの條文に入れなければ眞の計画は立たないのではないかと。決して八貫配給しなければいかぬといふ意味ではなくして、ただ農家に渡つた肥料の數いかによつてこの計画量に狂いがあるから、配給されたものをやはり勘案してやらなければならないのが、その勘案事項の中に入れないのが間違つておる。入れる必要があるのではないかと、こゝういふ意見であります。

○永江國務大臣 御承知のように本法によつて行いまする処置は、行政的な処置でありまして、これをすべてこれに随伴いたしておりまする経済的なことを一切含めていくといふことは、行政上の処置としておのずから限界があるものであります。しかし本法の各條項の中に出ておりますように、政府としてはそれらの農業生産に必要な肥料その他農機具等につきましては責任を明らかにしておるのであります。ここに第五條にその点を明示しなくても、相對的にはその点について政府が責任を負うておる、こゝういふふうには御了解願ひたいのであります。

○田口委員 あとは議論になりますから、その問題はそれに止めますが、大臣にもう一つお伺ひしたいことは、この法案はできるだけ自主的に農民に生産させる。そして合理的に供出させる

といふことがねらいであると思ひま

す。

ということになりますれば、國民の食
べる万般にわたる食糧の確保でなけ
ばならない、しかるにこの食糧確保
時措置法案の内容なるものは主食に
つての措置法であります。主食の確
保措置法であるものをなぜ食糧確保臨
措置法案としたか、まずそこからお
いしたいと思います。

○永江國務大臣　その点は別に他意
あつたわけではありませんが、この
糧確保臨時措置法案の内容を第一條
規定いたします際に、主食というこ
を規定したわけであります。

○佐々木(秀)委員　他意がないとお

か。

○永江國務大臣　その点は委員会で審議の上、主要という字をつけなければいかぬというお考えであります。ば、私は別に強い意見をもちておるのではありません。

○佐々木(秀)委員　そういたしましたと、その目的は主要食糧にあるといふことは了解いたしました。しかしして林大臣は、國の主食の確保にあつたは、常に生産者の氣持というものを

分把握しなければならぬと思うの
あります。今までの答弁を聴いてお
ますと、國家の事情から考えて、ど
しても農民にはつくつてもらわなけ
ばならないのだということでありま
が、あなた方は要するにつくつても
わなければならぬところの責任者で
ありますので、つくらせるというた
の一つの心構えがなければならま
ん。そういったしますと、つくつても

う、つくつてもうといふことだけは申しますが、つくらせるためにはそのつくるための資金資材というものを対しては、責任を負わなければならぬと思ひます。この法案を見ましても、政府あるいは官吏というようか、つくらせる方の立場にある人たちが何らその責任を感じないに思われますが、その点の見解をお聴きしたいのであります。

○永江國務大臣 その点は本法案を提出いたしました者として、十分に政府当局が負うべき責任は感じておるつもりであります。

○佐々木(秀)委員 責任を感じておるといふことになりますれば、この法案において第十條の規定に違反したもののについては、罰則を與えておるのであります。政府の官吏その他資金、資材を握つておるのは、御承知の通り今政府であり官吏であります。これだけの食糧を確保するためにはこれだけの資金が必要という場合に、その期日までに資材あるいは肥料、資金等が間に合わない場合に、なぜそれを担当されておる係官に対する罰則の規定がないかといふ点を私は聴きたいのであります。

○井上委員長 その質問は重複しておると思ひます。

○永江國務大臣 この点は先ほどもちよつと答へいたしましたように、行政措置の点におきまして、行政措置関係としての責任は別の方法において負うべきであると思ひます。

○佐々木(秀)委員 委員長は重複しておると言われますが、昨年の石炭國管のときのことかと思ひ出されるから申し上げるのであります。水谷商工大臣が

三千六百万トン握るためには資金と資材は必ず裏づけをしないと云つておきながら、今年どうですか。三月の第一四半期の資金資材が、この十二月でなければ石炭の山に渡らないといふような実情を、この間の予算委員会でも答へておるやありませんか。そういつたこの資材と資金に對しての責任を政府が負うにあらずんば、こうした法案を審議する何の理由もないではありませんか。そこで根本的な問題をばつきり政府の方から聴いておかなければ、一方的にわれ／＼はただ農民にばかり事前割当をやる。これだけを出してもらわなければならぬといふやうなことで審議できないではありませんか。そういう点がありますれば、もう一回資金、資材に對しまして、この計画通りできるかどうかといふことだけは念を押しておかなければならぬと思ひます。

○永江國務大臣 かような主食の増産を行いますために当然必要な資金及び資材については、政府はできるだけのことをやるつもりであります。あらかじめその数量をきめまして、それが達成できるようにできるだけの措置をするつもりであります。

○佐々木(秀)委員 次は價格の問題であります。米價については各委員からいろいろこれに對して質問があつたやうであります。私は朝當以後三倍に買上げるといふその價格が納得できないのであります。なぜならば、朝當された價格で買上げるといふならば私は納得できませんが、その供出された米價を買上げる價格に矛盾があるから三倍にするのだといふにたられてもしょうがないのであります。その点に對

する御見解を伺えませんか。

○永江國務大臣 朝當しました量は、今日のような食糧生産に必要な各種の資材の不足でありまされに、朝當においては、当然農民諸君にかなり負担をかけるわけでありまされ。従いましてその負担をかけるおきまされ。以上、増産をされた分については、やはり奨励の意味におきまされ。三倍で買上げるといふことは、食糧増産の上で政府としてとる一つの方法であるとかやうに考へておられます。

○佐々木(秀)委員 米價をきめるにあたりまして、農民の聲といふものが一つも反映していないのであります。たとえば労働者の賃金ベースをきめるにあたりましては、労働組合という組織化された団体のストライキあるいは行動がありまされ。千八百円ベースが二千九百二十円になり、二千九百二十円が三千七百円になる。この三千七百円もまた労働政策によつて近く五千二百円になるのではないかと思われるのであります。そうすると、労働組合その他の方面においては、実際に働いておる人たちの声によつてこの賃金ベースといふものが常に改訂されていくのであります。しかるに米價だけは、いわゆる農民の聲といふものは一つも用いられて、ただ單に政府の簡單なる考え方、しかも机上の計算によつて、あるいはまた七十品目のパリティ計算といふやうな観念的な、しかも物價の変動がありまされるときに決定した價格において支拂われているといふやうな状態になつておることは、農林大臣もよく御承知のはずだと思ひます。今後今年の米價をきめるにあたりまして、農林大臣

は大体どういふ構想の下に米價をきめていくかといふことをお聴きしたいと思ひます。

○永江國務大臣 本年の米價につきましても、ただいますでに當面してあります本年産の麦につきましても、これらの農作物については、やはりパリティ計算の方式でいきたいと、かやうに考へておられます。

○佐々木(秀)委員 パリティ計算で米價をきめるということについては大体わかりました。しかるにパリティ計算できめるにあたりましては、私は昨年もこれに對しては質問してしたのであります。北海道のように年に一回しか米がとれない、もちろん二毛作は全然ございません。そうして土質から言ひましても、あるいは氣候から言ひましても、内地の半分以下といふやうな土地がたゞくさんあるのであります。そういう土地の米價と、あるいは東北地方の米價と、四國といふやうな、年に同じ土壌で二毛作、あるいは三毛作とやればはかのものもつて、三毛作といふやうなとれる土地の米價が、全國一律であるといふことに對して、農林大臣はこれを妥當であるとお考へになつておられますか。

○永江國務大臣 その処置につきましても、やはり昨年やりました早場米奨励金等においてこれを適當に調節していきたい、こゝ考へておられます。

○佐々木(秀)委員 次には、やはり北海道の問題になります。北海道においては、今なお米が相當行われておるのであります。その実まきといふものは、御承知の通り一反一斗五升なといふと、七斗、八斗といふやうな多量の種もみが必要なのであります。こうしたこ

とが今なお行われておりますので、北海道といひましては、なるべく早くこの苗付をしたいというのが農民一般の氣持であります。しかるに苗付をするためにはそれに氣候が伴いますので、どうしても電熱温床とか温床栽培をやらなければならぬ。上川地方においては、昨年度二十四箇町村からその温床栽培の資材を要求したのであります。が、朝當であつたのが僅かに四箇町村であつたのであります。こうした二十四箇町村において温床栽培その他の資材を要求いたしましたも、四箇町村の割当しかなかつたといふやうなことは、一反歩当り一斗何升も違ひ今日の狀態において、こうしたことはすなわち食糧増産の國家的見地から考へましても、不経済であることはよくわかるであらうと思ひます。北海道に對して資材あるいは肥料について、特別のお考へがあるかどうかといふことをお聴きしたいのであります。

○永江國務大臣 今お話のやうな、寒冷地帯と申しましようか北海道、東北地帯につきましては、できるだけ御趣旨のやうな線に沿つて、具體的な処置を講じつたのであります。

○佐々木(秀)委員 どうも大臣の御答弁やかんかは、最近できるだけの処置をとるとか、あるいは万全を期すとか言つて、いつも万全を期しておられます。あるいはまたわれ／＼の希望している万分の一も何事もできていないのであります。各大臣あるいはその局に當る人たちは、最近議員の発言あるいは議員のいろいろな考へ方に對して、まったく無責任な答弁をされていくやうに私は考へられるのであります。殊に肥料などといふものは、直接

○井土委員長 簡単に許します。

このことは実に重大な問題だと思いき

○永江國務大臣 土地の

○北委員
またこの法

1940

を調べますと、わずかに五千円の動産

考えましても、容易に理解されるところ

しますれば、**五又未満で三・三二五で**

のております。それで大農になるに従

100

に、非常な資費に不利な方法で供出制

想を明白に言い得る人と、しからざる

つ北委員　そして、二つについて

午後零時四十五分休憩

1. The first part of the paper is devoted to the study of the properties of the function $f(x)$ defined by the equation

ういう想定のもとにお書きになつたの

どのくらいに人数を見たのであるか、

の品物を一本どういふふうで配給し

此、見失二立甲、二八主二二等二二二

1

らというようにことにしまして、現在

が、それについては一應——一應と言

こはならないと思ひますけれども、以

める言画が、こゝでこれに言

100

それであたのお考えになつたようなふうになりますか。この点が私ども非常に一方的だと考えるのですが、この点はいかがですか。

○山添政府委員 この計画はもとよりベーパー・プランではないのでありまして、全体国力の統合の上に立つて、石炭、電力等をどの程度に肥料増産のために集中して使うか。こういうような具体的な問題であります。国力を勘案いたしまして、食糧増産のために必要な肥料、農具、農具につきましても、国力の許す限り最大の重点を置いて、この生産の確保をはかつておるわけでありまして、肥料についてはおそれなく日本の全産案中、肥料は戦後回復率の高いものがございます。また農具にいたしましても鋼材等、昨年から見ますと本年の物資供給計画におきましては、割当量を倍増いたしております。また農具につきましても、若干不足なものはございますけれども、大体稲あるいは麦という主要食糧の病害虫を防止するのに必要な農具につきましても、おおよそ必要の数量を満たしております。

○小川原委員 そこで私のお尋ねしてみたいと思ふことは、この案を實施されまして、まづ計画生産というものに乗り出してまいりまして、政府の考へておられるように私どもは生産ができないというのを考へておるのではありません。それはどういふ点でそういうことを考へるかとお尋ねしますと、政府はただ頭だけでこうやればよい、ああやればよい。こういうふうな考へての立案であります。國民の方、農民の方ではそういうわけにまいりません。例を上げて申します

と、今まで農林省がいへない点に農民のすることは許しませんでしたが、しかし農民のやつた方からみますと、自然に農民の計画いたしましたものが、農林省の抑えておる以外に、平均いたしまして米を三割五分の増収をしておる。陸稻において八割五分の増収をしておる。麦において五割八分の増収をいたしておる。小麦において五割二分の増収をいたしておる。馬鈴薯において十二割三分の増収をいたしておる。甘藷において十五割一分の増収をいたしておる。これは品種を申し上げてもいいし、縣を申し上げてもよろしいが、こまかくなりますから抜きにいたしまして、こういう増産率をもつておるのであります。これは馬鈴薯をつくる上においても、さつまいもをつくる上においても、全部今申しました品物をつくる上においても、農民が自主的に考へて、自分の畠はこれだけいかなければならぬのだ、自分のたんぼはこの品種でなければならぬのだ、この品種をもつておるときには、計画があつてもなくても、こういうふうな私の方ではもつていかなければならぬと言つて、農家は他の家と競争して、まづた

く自分の作物を自分の子供のようにかわいがつて、そうして夜も寝ぬと、一足先に起きてやるから、こういう自然的に生産意欲というものが起つてきて、できておるのです。それを今までの農林省が抑えてきた。農林省の計画だけが農業だというふうな考へ方であつたけれども、農民がこういうふうな考へてやつたとすると、実算をしてみると、こういう利益が上つておるのであります。計画経済というものは私どもはこういう観点から比較してみま

して、とうてい上らないのだ。あなたの方の増産しようという意思は認めます。御努力も認めます。しかしまづた正反對の結果に陥るということを考へておるのですが、この点はどうでありますか、それは意見の相違と言へばそれまでであります。そういう子供らしいことではなくて、實際あなたの方の心を被覆されまして、國家のためにお答えを願わなければならぬ。

○山添政府委員 増産のためにはいろいろ試験研究でありますとか、あるいは農家の優秀なる技術の普及でありますとか、いろいろ必要なことがございまして、畢竟農家自身の自発的な創意、くふう、努力、そこに大きな力があるというところは同感であります。この事訓訓當の制度は、なるほど國としての計画でございするけれども、これは個々の農家に対して隅から隅まで拘束をし、縛りつけるという趣旨のものではないのであります。主要食糧に關する限り、この程度の生産と供出をせよというという國家の要請がある。その要請される数量はおむね現状に即しておるのであります。むね負担をかけるわけではございせん。従つて個々の農家の経営内容に立ち入つてみますれば、これだけの主要食糧を生産し、その他各種の作物をつくり、また土地を肥やすための主要作物等をもつくる余地があるのであります。それらのことはまた農家個々の意向に任せ、農家の意見と事情を聞いた上で、末端におきましては割当をいたしたい。こういう精神に基いておるわけでありまして。

○小川原委員 言葉はまことにその通りであります。そうおつしやればその通りで、言葉については何も異論はないのであります。實際においてはたいへんな違いがあるので、あなたがこゝで御答弁された通り行つておるならば、われわれは何も心配いたしません。政府のおつしやつた通りに皆やりますけれども、政府の役人といつてもいろいろの人がおります。これは一例をあげて申し上げます。開墾をしなればならないと言つて来られ、われわれが親切に、この土地はいけません。これはたくさん植林しておるのでなくして、わずかの植林で、こういう土地であるからいけない。その次の土地はこうだからこうしたらどうかと言つても、われわれは命令だからと言つて、それを起して行く。そうしてその結果はどうかという、何にもならぬ。作付になつておらぬ。ですからわれわれは一面あなたの方の言うことを信じますが、一面信ぜられない。われわれの言うことも聞いてもらわなければならぬのであります。この法案をどうすれば農家はよろしいのだというところに、観点を置いていただきまして、そうして悪いところは修正するとか何とかいう、それだけの政府にも度量がなければならぬと思ひます。それでなければいゝものはできぬと思ひます。政府の出したものは面目上、どこまでも通さなければならぬというところになると、末端において幾多違つたものができるといふことを、御了承願わなければならぬ。それでわれわれは申し上げるのですが、その観点から申しますと、さきにも大臣に向つて非科学的だと申したのは、それでございす。その非科学的なことを二つにわけて考えますと、自然科学と社会科学

の両方を考へなければなりません。社会科学の方から見ると、農家といふものは、自分の土地については一かどの専門家であります。経済学者であります。また一かどの自然科学者であります。だからその土地については自分ぐらゐよく知つておるものはないのです。なんば農林省のだけが行つて言おうが、私どもが行つて言おうが、それはいかぬのです。そこでこの農業生産の意欲というものを向上するため、一体どうするかということなんです。そこで政府の案を見ると、奨励といふことがあります。その奨励法というのはいくつあるか、この点を承らなければ、あなたのお考へになつておること、農民のやつておること、非常に大きな食糧があると思ひますから、その奨励措置というものを考へねしたいと思ひます。

○山添政府委員 第三條第二項に、政府は「必要な奨励措置を定め、これを公表する。」とございしますが、本年の实例をもつて申しますれば、米、麦については、任意の超過供出をしていただきます場合には、公定價格の三倍で買上げる、こういうことをいたしております。

○小川原委員 それは何遍も質問して聴いておりました。ところがそれが奨励だと言ふならば、これは何をかいわんやです。そういたしますと、一項へもどしまして、第一條をおつくりになつたとき、米の値段をおきめにならなくても、あなたの腹の中では、一体なんぼでつくらしたいかという想定があつたと思う。そうすると三倍というならば、現在の米の値段の三倍の想

定であつたのですか。

○山添政府委員 法案をつくるに、別に米價を想定しておるわけではないのでありまして、御承知のように半年ごとく、物價事情は非常に違つておきます。その場合に米價をあらかじめ数字的に想定するということが不可能でありまして、一般物價情勢に即應して、そのときに必要な米價が決定されるというわけでありまして。

○小川原委員 わかりました。これは何遍かほかの方がお聴きになつたことと同じ御答弁でありまして、そういうことであらうと思ひます。ほかの物價が高くなれば、米の値段というものはたゞ御政訂になるおつもりはあります。その点をひとつお聴きいたします。

○山添政府委員 その問題につきましては、政府として目下いろいろ努力をいたしておるのであります。

○小川原委員 努力いたしておられることは知つておりますが、物の値段が上つていくのだから、米の値段もそういう想定のものであるならば何遍もお取かへにならなければ、その想定が想定にならぬのであります。その見透しをここで話し願つておきたい。そうすれば農民も安心して、物價が高くなれば米も高くなるのだからやろう、品物が高くなるのだからやろう、こういうことになるのです。ところがたゞ一つの奨励措置、それ以外に奨励措置はない。そうするとこれくらい重大な問題はないという結論になるのであります。そのことをひとつお聴きしたい。

○山添政府委員 これは今のパリティ方式によりまして、この十月にとれる

米につきましては、その当時の物價を基礎におきまして、御承知のパリティ計算によつて決定せらるるわけでありまして。お尋ねになりましたのは、年度の途中においてスライド制をとるか否かという点であらうと思ひます。その事柄につきましては、先般当委員会の席上におきまして、農林大臣からくわしい事情を申し上げかねるというのを申し上げました。それをもちまして御了承願ひます。

○小川原委員 申し上げかねるということなら、これは何をか言わんやで、どうもいたし方ないのではありませんが、それではたいへん片手落ちなことになります。一体、われわれが何でかくのごとく力説したかと言へば、日本國民の思想から考へてみますと、自分一人が安心すればいいという考えは、農家の人が自分の飯米というよりは、保有米までも出して、自分の子供に食わせるものが出てくる出していこうというところは、日本精神のひらめきであります。それでありまして、農家はどこまでも生産を上げて出していこうと考へております。そういう考へのもとにありまして、今までの一現在でもよろしいのでございますが、過去におきまして農家の使うべき日用品と、それから農家に必要な農薬用品とは、いつも農林生産價格よりも上である。ゆゑに農家は立つていかぬのである。で今日のごとく物價がどんどん昇つていきましたときには、米などの主食糧の値段は、そんなにえられえない。一つのところに押えられてしまふことになる。農家の全部がこれに占められてしまふことになる。

日常品と農薬用に入る物との價格の平衡がとれないから、農家が非常に苦しむ。農家が苦しむから、生産が上らないからわれわれはその点を非常に心配しておつたのであります。そこでそれはどうも言えないということになるならば、一方はどんなに昇つていくが米の値段は安くないということになる。農家経営は一体どうなるか、社会科学の研究から考へて、こんな不合理なことはないかと私は断定するのである。あなたはどう考へになりますか。

○山添政府委員 インフレーションの場合におきましては、年一回の米作を主たる収入とする農家経済におきまして、非常に問題があることは私も感じておるのであります。従つてそれらの点については、前にいろいろ私どもも意見を申し上げたこともございます。しかし現在、その問題は関係方面との間に取扱われておりますので、その間申し上げないことの方が適當だといふふうに、この間農林大臣は御答弁をされたのであります。

○小川原委員 そこで私はもう時間がないから質問はだめだということになるならば、よけいとりませんから、もう一点だけお尋ねいたします。問うところは、ただ私は何としてもこの法案は政府がえらひお骨折りでつくつたものを、そう申してははなはだ恐縮であります。非科学的で非合理的です。これは何といつてもこういう法律案ができるということになると、國民は非常に迷惑いたします。それは米とか麦ではない、全部の主食糧といふことになる。農家の全部がこれに占められてしまふことになる。

社会的な大問題です。農民がつくるところの品物全部です。米、麦類、馬鈴薯に、さつまいもに、雑穀、一体何が残るか、それを欠陥のある法律で抑えてしまふということになると、農民をたゞ苦しめることになる。政府の言われることは、一つも農民に保障を與えないでやられるということになると、非科学的でまったく非合理的です。そのうちであるから、これはもう一度お考え直しになつて、もつとよい案をお練りになるおつもりはありますか。その点だけを度量はありますか。その点を一点お聴きすれば万事盡きます。百万言を聴くよりもその一点でよろしいでございます。

○山添政府委員 いろいろ御批判をいただいたわけでございますが、私どもは國會の御意見も取入れまして今回の案を提出したわけでありまして、これに關する所信は小川原さんとは別に考へておりますので、これでもつて御審議をお願いしたいと思ひます。

○綱島委員 この法案の各條について御質問はかなり細密にやられたようでありまして、個々の文章について質問は省略いたします。基本の性格についてだけ何うのであります。さきに農地の整理が行はれて、大体農村は平均した地主になりました。これはある意味から言へば非常に結構でございますが、ただいまでも都會においては、農村で農地を平均にもつております土地の大ききよりも、ずつと大きいような宅地が現にございます。その状態でございます。なるほど農林省の所管ではございませんが、國家から見れば非常に不公平なことが、土地

そのものに関して行われておるという事実について、相當な御考慮を願わねばならぬということも重大なことでございます。さういふ事情で農民は、これは農村だけをいじめつけるというやうな考へ方ではないかといふやうな、まず偏見と申しましよう。農村における一定の地主層の中にさういふ考へが起りますことは、やむを得ぬ事実と思ひます。しかしそのことに対しては、大体公平な立場から、農村内における自作農がなるべくできることとするのだから、さういふ線で民主主義的國家の基本政策を貫くといふ面では、農村についても一應納得せられるのでありますけれども、次に起る問題は、農村につきましては、この法案に出でまいりますところの生産責任の確立という点でございます。この法案は、いろいろ申されておりますけれども、結局は農民に対する生産責任の確立と見なければならぬと思ひます。ところが農業に對しては、國家の保護といふものは、非常にわずかなものでございまして、ただいままで工業とかその他の部門に對しまして、國家がいろいろ保護をいたしてきたものに比べますれば、農村に對する保護といふものは、まずなされなかつたといふに近いくらいで、過去の歴史を顧みてみますと、農村に對する保護施設といふものはほとんど闕却されておるのでございます。殊にたゞいま重点産業と申しておりますやうな、いわゆる傾斜生産といつて、重点的に國家の保護を受けております石炭でございますか、セメントでありますか、肥料でありますか、その他の産業部門においては、その生産資材

そのものを手に入れることでさえもほとんど國家の費用で保障されており、運轉資金、原料等、ことごとく國家の保障によるということに近いくらいのことが行われておるのであります。それに従事する労働者に対しても特殊なる施設が行われておるような次第でございますが、にもかかわらずこれらの部分については、一つも生産責任制度の確立はないのでございます。今日まで一つもございせん。生産責任制度のない統制計画経済というものは、底のないつるべで水を汲むようなものであつて、傾斜生産計画をやるものならば、必ずそれに対して生産責任制度を確立しなければならぬということ、これはどこから見てもわかりきつたことであります。傾斜生産をやりながら、その方面については生産責任制度の確立はございせん。但し農村にだけ特に生産責任制度を確立しなければならぬ他のものと異なつた特殊なる事情については、いかなる基本的事情がございましょうか。その点を伺います。

○山添政府委員 國全般といたしまして、重要産業に物資を注ぎこみますに過ぎません。もとより肥料等については、生産の指示はいたしておるのであります。また資材等を注ぎこむということ自体が即座に生産となつて現われるのであります。肥料等、國が直接に管理と言ふとおかしいのであります。増産計画をはかつております産業について、何か遊休設備をもつて遊んでおるといふような事実はまつたくなないのであります。またつくり出した製品につきましても、それ／＼統制をいたしておりますことは御承知の通りであります。國全体といたしまして、必要とする部面に対してはそれぞれ統制をいたして、またその制度としてはそこに一種の責任制を伴つておる。こういう考え方をいたしておるのであります。特に農家のみについて片手落ちな政策をとるといふことは毛頭考えておりません。私どもの考えによりますと、この供出に關する一種の責任制でございますが、元來供出をしてもらわなければならぬという事実があり、ここに前提がある。その義務をいかに合理的に果してもらうかというものがこの法案の規定にいたしてあるところでありまして、さうに御承知をお願いしたいと思ひます。

○綱島委員 そこで伺います。他の傾斜生産部面についてはそれ／＼生産責任が負わされているという話でございますが、私の承知しているところでは、さういふことは一つもないと思ひます。たとえば石炭産業にしても、どれだけ掘らなければ監獄にやるとか、どれだけ出していなければこの山についてはどういう処罰をするとか、いわゆる供出違反のものは一つもございせん。私の存じているところでは、今のお話のようないふことは法制の上には一つも現われておらないと思ひますが、何かさういふ規定がどこかにありますやうか。

○山添政府委員 予定の生産に達しなければ処罰をするという規定はございせん。しかしながら生産の成績が悪く、その次から資材等の配給を減らされるのであります。そうすれば結局事業は立つていかないのであります。これは業者の立場からいへば、現在の事情においては所要の資金、資材

さへもらへば生産ができる、それをいかに多くもらふかということが、現実的に申しまして業者の立場であり、努力の目標であらうと思ひます。成績が悪ければその資材がもらえないのであります。

○綱島委員 もしさういふことがほんとうでありますれば、農村においても、たくさん出せば肥料をやる。出す、出さぬは農村の勝手ということになつたらどういふことになりますか。農民だけをどういふわけで別な考えをなさるのですか。

○山添政府委員 農民の方において供出責任を負ふといふことは、昭和十六年の食糧管理法制定、もつとさかのぼります当時からいたしてある点でありまして、この事柄は、現在でもいへば統制経済の延長でありまして、足りない食糧を集荷し、配給し、價格もすべての物價につり合ふがごとき公定制度をとつてこの状況のもとにおきましては、さういふ制度が必要だといふことは、これはいろいろ申さなくてもおわかりのことと思ふのであります。さういふ法制があつたからやるのだという御主張のようではございせんが、戦時中にさういふことがあつたから、これはあらためてやるのではないから、安当でなくとも、ちつとも妥当性を欠かないといふ議論は、議論にならぬと思ひます。

そこで、さらに私は申し上げておきたいのであります。たとえば肥料会社等におきましても、今日確安の製造について、十二貫一俵でも、おそらく原價は六、七、百円のものでございまして、やうが、どこでもやみ庫出しで五千

五、六百円はいたしております。それが相當數量出ているのであります。もし原料をもらわなければ生産ができせんから、やみ肥料などというものがあはざるはない。さういふ御議論ならば、それは大きな間違ひであります。で、この製造工場でもやみで相當部分を流しておることは、もう天下公知の事実であります。これは傾斜生産だから、やつていけないのではない、傾斜生産だからよいやつておる。石炭でも横流しをいたしておる。それがたゞいま經濟警察廳などをつくらねばならぬという理由の一つに書き上げられておるやうであります。さういふやうなことが實際に行われておるのであります。たゞいまの局長の御答弁は、私どもにはさういふ納得ができないのであります。さういふやみ流しが肥料等にたくさん起る理由は一体どういふ理由ですか。たゞいまの御説明と相反するやうでございまして、その点に對するお考えはどういふことでございましょうか。

○山添政府委員 食糧統制は、戦時中からやつておるがゆゑにやつておるのだ、さういふことを申したのである。さういふのであります。前がやつておる、それをやらなければ、國民の食生活を確保することができないからであります。現状においても、さういふ制度がなければ、國民の食糧を保障できないから、やつておるのであります。そのことが、根本的に必要かどうかといふことは、もう議論をしなくて、これはおわかりのことではあります。で、申し上げる必要はないと考えております。肥料等についてはやみがある、統制をされてゐるにかかわらず、かつ

また國家から所要の資材を配當されてゐるのかかわらず、それに対して横流しをする現象があるのは、さういふ理由によるかといふお尋ねでございませう。この点につきましては、嚴重なる取締りをいたしてゐるのであります。なるほど風評をいたしましては、お話になりましてさういふことをよく伺うのでありますけれども、私どもはさうは信じておりません。これは相當嚴重に取締りをいたしております。しかし、中にさういふことをいたしますやうな場合がないわけでもございせん。とさきには上つてまいります。それらの原因を申しますれば、これはおのずからやみ價格が高い、また経営上労働者の更生施設といふやうな事情が、何かさういふことの動機になるということも想像はいたしております。

○綱島委員 この法案について、私どもとしては、どうしてもこの法案をやらねばならぬ、その前に御用意を願わなければならぬ。もちろんその点は政府も考へておる、この法案にもさういふ意味があると言われるかもしれせんが、必要な点として、大體要約して三点を私どもは考へておるのであります。

第一点は、積極的に農民の生産意欲を向上させるやうな措置を講ずる。それがどうしても必要である。第二点は、肥料とか、農機具、農家具といふやうなものの製造及び配給制度を確立する。その製造配給が農村の経済と不可分な線において確立されること。第三点は、農村生活の確保。さういふ三つが確立されなければ、この農村の基本線を変更するやうな、さういふ法案は私

であります。

そこで、この線において大まかに基

本線から大体三点を伺つてまいるのであります。第一点の積極的の農民の生産意欲を向上する措置といたしまし

て、供出についてどうしても農村に安

全感を與えなければならぬ。どこまで

とるかわけのわからぬ、どれだけ出せ

ばよいかわからぬような措置を考えず

に、実際に農村が出し得るだけの量を出

出す。こういう最高限度を實情に副う

線できめていただく。それにはその数

額についても、これを法文の中に織込

んでいただく。たとえば、米で申し上げ

れば、二千五百万石以上の供出をこ

の法律で決定することは、總額におい

て私は無理であると思うのでありま

す。なぜかと申し上げますれば、昨年

の供出も、一昨年の供出も、その前の

供出も、実質上消費者に配給される米

といたしましては、それを越した数量

はほとんどないであろうと思うのであ

ります。なるほど数字の上だけでは三

千万石以上出たとか、二千六百万石以

上出たとかいっても、還元配給がござ

いますのと、轉落農家がございますの

で、いろいろな点からこれはどうし

てもそれ以上のものは出しておらぬ、農

林省が確保された数字というものは、

二千五百万石より上にはほとんど出

ておらぬと思うのであります。こういう限

度について、もつと農村に安全な数量

をきめていただくことが必要であると思

うのであります。従つてこれは何年

間の平均をして、平均の数字ではいけ

ない、それよりいくらか安い数字でな

ければいかぬのであります。非常時

のためにはやむを得ず平均数字というも

のを私どもは取りたいと思うのであり

ます。これに対する御所見をお伺いし

ます。

○山添政府委員 米につきましても、

轉落農家といひまするか、小規模の農

家といひましては、供出はしない、

しかし自家保有量も完全にはもつてい

ない。従つてあとは一般消費者並の配

給を受ける、急がしいときには加配米

を受ける、こういうことになつており

ます。それがお話のように、相当の數

量には上つておるのであります。しか

し割当そのものから申し上げますと、そ

ういう還元配給ではございませんで、

一部保有農家に対する配給分も、やは

りこれは供出面としては上がるわけ

でありまして、供出そのものはやはり三

千數百万石ということになるわけであ

ります。もつとも還元配給をしなけれ

ばならないといふことはいけいかいので

ありますから、還元配給といふことは

今後起らないようにいたしたい、こ

う意味であります。今年割付けまし

た数字は、面積におきまして、昨年度

の植付けの実績により、それから反当

の量におきまして、過去五箇年中三年

間の平均をとるといふのは、最高の年

と最低の收穫量の年とを除いた平年作

をとつたといふ意味であります。平年

作をとるといふことは、もちろん適切

ではございませうけれども、地方に應

ずるといひますか、生産力に應ずると

いふか、そういう意味であります。そ

れに對して、さらに通常の災害率を加

えたものにいたしております。これは

毎年災害のありますことは、当然であ

りますので、それを加えておく、加

ておいて、その年の災害を通常災害だ

といたしますれば、割当の確定をやり

の減つたものが、すなわち平年收穫量

として今ごろ農林統計に上つておる數

字になるわけでありませう。そういうや

り方をいたしておるわけでありませう。

○綱島委員 その數額が大体どのくら

いになつておられますか。大体二千五百

万石前後じやありませんか。

○山添政府委員 それでは米だけに

いて申し上げます。少し古いところか

ら申し上げますと、昭和十六年度にお

きましては、供出された數量が二

千八百萬石、十七年度におきましては

三千九百萬石、十八年度におきまして

は同じく三千九百萬石、十九年度にお

きましては三千七百萬石、昭和二十年

度におきましては、これは終戦後の特

別事情と、それから非常に不作であり

ましたので二千七百萬石、二十一年度にお

きましては二千七百萬石、こういうこ

とに相なつております。昨年は御承知

の通りの數量で三千五百五十萬石であ

ります。

○綱島委員 實際にその還元を引いた

數はどうなつておりますか。

○山添政府委員 それは今ちよつと資

料をもつておりませんで、後に必要

がございませうればお答え申し上げま

す。

○綱島委員 大体は……

○山添政府委員 約四百萬石程度だと

記憶しております。

○綱島委員 そうしますと、四百萬石

を引きますと、終戦後の數字は最高が

大体二千五百万石こう思はるのでござ

います。戦前の多いときは、大体肥料

が五百万トンから五百七、八十万トン

の間を上下しておつたのであります

が、ただいまでは非常にその肥料の數

りでございます。そこでただいまと

いたしましては、二千五百万石がせい

ぜいであると思ふのでありますから、

私はこういう法案をつくられるなら

ば、供出の最高量を二千五百万石と決

定することが絶対必要である、こう思

います、當局の御意見はいかがで

ございませうか。

○山添政府委員 一部保有農家に配給

いたされまふ分を、全体の供出計画の

中から差引くといふことではできないの

であります。

○綱島委員 第二点にはありますが、

供出をオーバーしたものを、これにつ

て自由販賣制度であるとか、その他の

御方針を当局においては、どうおきめ

になつておりますか、三倍買上げ案と

いうことになつておるといふのであり

ますが、三倍買上げといひますれば、

それなら基本の買上げ數字といふもの

が、妥當にきまつておらなければなら

ぬわけでありませう、私はパリテイ計

算といふものについて疑義をもつてお

ります。私の承知したところによれ

ば、パリテイ計算といふのは、米國に

おける農産物價暴落の際に、これを予

防するために、最低價格の維持のため

にできた計算であつて、日本のような

農産物價を決定するためにできた処置

ではないと承知しております。その最

低維持價格をもつて基本價格と御決定

になることは、農村を収入上から最低

限度に押こもつといふ意圖あるものと

解せられるのであります。それに

いてはどういふ御考でありませう

か。

○山添政府委員 供出を果しました後

の農作物は、自家保有にいたしてもよ

ますが、もしこれを賣ります場合には、

政府以外には賣つてはいけない、

こういうわけでありませう。これは食糧

管理法第九條の規定しておるところで

あります。

それからパリテイ計算のことであり

ますが、これはアメリカの農産物價格

が下落する、それに対して資金を融通

し、市場から隔離して價格を維持す

る、そういうようなところからだんだ

ん採用されて來たものと私も承知いた

しておりますが、そういうところから

端緒があつたといふことは、ただちに

農産物價格が下落した時代の價格とい

ふことにはならないのでありまして、

むしろ下落した時代の、均衡がとれて

つたと思はれる時代の價格を基礎にい

たしまして、下落した當時にそれだけ

の適正價格に維持しようといふために

いろいろのやり方をして維持する

をきめ、その何パーセントを維持する

とかいふようなことになつて、それか

らだん／＼差違してきたと思ふのであ

ります。これは沿革的なことはそうで

ありませう、理窟といひましては、

は、ともかく他の物資の價格と均衡を

保つた方が骨子でありまして、生産

費によつて決定してもよいわけであ

ります。しかしその生産費を正確に算定

することが非常にむづかしいと同時に

に、また技術的に申しまして、現在

のような物價状況の変動のはげしい

ときには、そのときに使へるような生産

費がすぐ出るといふような取合のもの

ではございませう。そこでこのパリ

テイ計算といふことに相なつてゐるわけ

であります。

○綱島委員 そこでかりにパリテイ計

ば、ウエートとかパリティの目標になる品物の決定とか、目標物件の決定だとかいう点で、その数字は非常に變更されてまいらうとありますが、それらの点について、生産者と団体交渉権と申しましようか、農民の協同組合というふうなものが今後は法的にできているのでありますから、それらが價格決定に対する妥協な発言権を有するような制度を確立する御意思はないのでありますか、どうでありますか。

○山添政府委員 パリティ計算の内容につきましても、これはいろいろ研究をされる余地があると思つております。それらに關連して農民団体等におかれて研究をされ、いろいろそれらの意見について申し出になることはきわめて結構でございます。この法案には中央農業調整審議会というものが設けられることになっておりますが、それらの機關におきまして、やはり價格と云ふようなものが論議されると思つて、もとより價格の決定そのものが、ある直接の利害關係を有する団体もしくは委員会と協議をして、意見がまとまらなければならぬ、こういうことではむろんいかぬと思つて、十分互いに研究をし、意見を聴くということは当然行われるものと考えております。

○綱島委員 ただいまの点については、ただ役所に御意見を申し上げるといふことだけでは、私はほとんど何ら意味がないとは申し上げませんが、實際意味がないといふことになると思つてあります。それでは大體意見はその程度で打切つて、政府の御意見は別に伺わないことにいたしまして、こちらの意見だけを申し上げておきます。

今度は第二点でございます。農業生産について直接關係のある肥料でございますと云ふか、農機具とか農家具、その他のものの製造配給等について、農村の經濟と關連性をもつた機構の上に、これらの製造及び配給を確立していくという制度を確立したさなければ、どうしても農村のこれからの増産はできないと思つてあります。その理由をいたしましては、わが國の農村というもの、國際的に見て非常に不利益なものが、國際的に備えておるというところが、最も大きな理由でございます。殊に今後の國際事情から見まして、わが國が、この最後の世界の農業生産の欠乏したしております特殊の事情の場合を除き、多少世界が農業生産について常態を回復してまいりました状態のことを想像いたしますとき、日本の農村に恐慌が起るとはほとんど疑いなき事情であると考えられるのであります。従つてこれに対する用意といふものはもとよりなければならぬのであります。それにはどうしても農村といふものが割合にそのない、經濟上、いろいろなロスのない、つまり搾取を最も受けない、農村自身の經濟が健全な線の上に立つていくという條件を確立するのでなければ、農村が立つていけないのである。だからといつて、この國際事情で日本農村の生産品だけを特殊な關稅で保護するといふようなことをいたしたならば、それこそ世界の通商互恵方針に影響せられて、日本の農業生産品といふものが非常に高率課稅を受けるということになれば、これまた國民經濟に及ぼす影響は重大でございますので、こういう点等から勘案いたしまして、農村の生産費をな

るべく廉價に、便利にやつていくといふふうな、運用面において改めていたさなければならぬ。國會においては、こういうことについて完全な、できる限りの努力を傾注してもらわなければ、民族の独立といふものが非常におぼつかない。軍備をもたない民族が食糧をもたぬといふことになれば、民族の運命ははかるべきものであつて、そこで私も考へておることは、日本の食糧生産といふことは、民族の實質上の獨立性を確保する上において重大なる案件と思つてありますから、この線に關する限り、当該の役所においては特別な御考慮を願わなければならぬ。これはかつての軍部等が、朝鮮に二箇師團を増設しなければならぬといふことで、内閣の解散を何回もやつたといふこと、それに匹敵する以上の重大なる問題でございますので、この点については特に深甚なる御考慮を願わさなければならぬと思つて、特にこの農村における食糧生産の確保をなさるためには、こういう線に対する御考慮を願わなければならぬし、その意味においては、この肥料の製造などが商工省の行政に一任されておつて、その配給を農民はもつておられ、下請販賣所のような形になつております。その他地下たばにいたしまして、作業者にいたしまして、農業はなるほどそうでもないやうであります、非常に行政力は薄いのであります、農村のほんとうの生活を確立するといふ意味においては、非常に縁の遠い關係になつております。この点に対する当局の考へはいかがでございますか。

○山添政府委員 食糧の自給度をできる限り高く保つていく、またなし得るならば、將來に向つて人口増加があるにかかわらず自給度を高めていくといふことは、今お話になりましたやうな大きな補点からも必要だと私も考へております。

その次に農村との關連においての肥料の生産ないし配給、これは肥料に限らぬのであります。そういう態勢を確立する必要があるという御意見に關しては、今日の化学肥料工業等は非常に龐大な資本とまた特殊な技術を要するものであります、これらを何らか農村の團體が經營しますとか、あるいは農村の資本を参加せしめるといふことも、これはなかなかできないことだらうと思つております。むしろかような近代的な工業は、それ自身として國內的にも國際的にも競争の立場に立つて發展をしていく。そうして可及的にコストを下げる。これは今のところではございせんが、まあそういう方向にいくべきでなからうか。ただ配給に關しましては、もとよりこれは農業團體が相當の勢力をもつて配給するといふことが、過去の経験から見ましても望ましいことではあります、さればといひまして一方に特別の保護を加えるといふわけではございせん。同じく商人道の活用と、平等の立脚地には立ちますけれども、同時に農民の自覺によりまして、どちらがよりよくサーヴィスができるかといふことに掃蕩するわけでありませう。経費が安い、あるいは敏活、確實な、合理的な配給をいたしますためには、相當農民團體に任務があるといふことは當然だと思つてあります。

○綱島委員 ただいまの肥料は一例でございますが、実は昭和電工の問題を

の他いろいろの問題がございまして、これは、多分御承知と思ひますが、それらはことごとく農村の状態に対して非常に背馳した線で行われておるのであります。実は特殊なる技能があるゆゑに、もしくは世界的競争をしておるがゆゑにといふことで、いろいろのロスが起つておるのではなくて、農村と遊離したる点で、復金の特別な融資を受けたりして、ついでこの間までは火藥製造会社であつたものが、ただ一部分を賣つて肥料会社になつて、そうして便乗して、今度はまた某省と結託していろいろなつまらぬことをするといふことから起つておるので、私もはたかういふ線が解決したならば、肥料などはもつとずつと安くできると思つて、實際を申し上げますと、戦争前の設備よりもかえつて戦後の方が設備が進んでおるにもかかわらず、生産は三分の一に及ばない。従業員などを調べてみますれば、おそろしく戦時中に四散する従業員がいます。生産は三分の一にも及ばない。マツカーサーは、國家の要請で肥料原料輸入をしなければならぬものなら、肥料原料二百萬トンくらい輸入してもよいという意向を漏らされておると聞いておりますが、そういうことがあつていかかわらず、今日のごとく肥料原料品の輸入にも及ばないほどの生産しかないものであります、こういう点はまづたく農村と肥料生産とが遊離しておつて、しかも農業生産復興の美名だけをもち得たといふことになつておると思つてあります。こういう点については、ただ單に一遍の自由競争が大切だとか、特殊の技術が要するといふことよりも、もつと大切な基本的な線を考へていただきたいのであります。

す。

それから第三点は農民生活確保の点であります。これについては、この法案をお出しになるについては、この法案の中にどうしても織りこんでいただかなければならぬ、これは委員の皆さんにどうして御了承を願わなければならぬことは、もしこの法案を通すとするならば、この法案の中に保有米優先確保の規定をどうしても織りこまなければならぬ。実際から申しますと、農村においては、政令を見れば保有米を割いて出す理由はない、従つて還元米というものはあるわけではないのでありますけれども、実際は農村ではみな出しておる。たま／＼どうかした者がやみをやつたり、保有米をもつておつたりして、進駐軍が来て、たれかが縛られていつたというようなことがあれば、もう村中がおびえてしまつて、なくてはよから借りて出すというようなことで、私も保有米というものは優先的なものだと言つても信じてない。ほくらがそういう演説をして帰ると、あとから警察の者が来て、網島代議士が供出阻害の演説をやつたというやないかと、あつちこつち聞いて歩く。そうすると網島に禍いがかかつてはいかぬというので、網島は決してそういうことは言つていないと言つて、みな借りて出してしまふ。こういう実情でありますので、どうしてもこれは積極的におかすように明文化してしまわなければ、農民はそれを確保するだけの実際の知識をもたないのであります。昔、本郷の元富士小学校に遊動円木があつて、それが二、三箇所腐つておつたために「乗つてはいけません」といふはり紙を片かなで出してお

いた。それに一年生の児童が二人乗つて死んだことがあります。そこで損害賠償で訴えた。一審も二審も、管理者が適当な管理をしたから損害賠償にはならないということでありますが、大審院はそういう子供の場合にははり紙くらいではやめなさい。それをはり紙だけしておいたのでは管理者の義務違反であるということで、東京市が負けて三万円の損害賠償をしたという事件を、私も担当したことがあります。そういうように、百姓は子供のようなものである。政令を見ればわかるのですが、決して百姓は見えないのですから、それは利益にはならない。もしこれをやるとするならば、優先確保の規定を、二重にならうが三重にならうがかまわぬ、第一條でも何でもかまわぬから、はつきり前書きにでも挿入しなければ、この法案を通すことは絶対まかりならぬ。もしそうでなかつたならば、これは百姓の実情を知らぬものであります。この点当局はどういう御意見ですか。

○山添政府委員 從來の点につきましましては、いろいろ改善をすべき必要があることは仰せの通りであります。何らかそういうような趣旨をさらに明瞭にするといふことについて適当な御意見がございますれば、国会においてしかるべくとりはからつていただきたいと思います。

○網島委員 もう一点でございます。本法案にございます町村の農業調整委員会その他の委員会が、みな政令によつてきまることになつておりますが、これは法文が「政令も法文でございませうけれども、法律におきめになることによつてその組織をおきめになるこ

とについては、何か差支えがございませうか、それについては農林省においては別段御用意がないのでございませうか。もし政令として御用意があれば、これを法律としてお出しになるような御意思はございませうか。どうか、私もとしましてはそうしなければ、政令でただやつていただくことは判断ができませんので、実はこの委員会の組織とか運行とかいうようなことは、農民に直接非常な影響がありますので、この点に対する御意見を伺いたいと思ふのであります。

○山添政府委員 政令にいつてござい

ますのは、中央の審議会だけでございまして、それについての政令の要綱のようなものは、今参考資料として差上げてございませう。それにつきましましていろいろ御意見がございますれば承りまして、さらに適切な案にいたしたいと考えております。

○井上委員 終りました。

○佐藤委員 政府委員にお尋ねしたい。まず第一点は、本法案は附則によりまして、施行期間を昭和二十六年三月三十一日限りで限定されております。その理由をひとつ明確に承りたいと思ひます。

○山添政府委員 何か食糧事情の見通しとか、あるいは国土立地計画とか、産業計画とかいつたような科学的な根拠といふものが全然ないのかどうか、この際はつきりとその点を承りたい、單純な、その程度がよろうというようなことでなく、何か農林当局において、責任をもつてこの期間を設置されたという理由を、一應明らかにしておく必要があるのではないかと申す。

○山添政府委員 食糧問題は結局國內生産並びに海外からの輸入、そのまた輸入につきましては輸入額が問題でありまして、ひつきようするにこれは経済全般の問題であります。食糧問題はひとり食糧だけということではございせん。そういうような意味から申しますと、現に経済安定本部におきまして五箇年計画を立てて、これを委員会とそれ／＼検討しておられる、インフレーションはその前半期に終熄するようなことが書いてございませうが、これはなお検討を要するし、またなか／＼確定には予測がでないという／＼なフ

クターを仮定しての案でありまして、そういうやうなわけでありませうので、これは科学的に何年と申しますよりも、大体この程度の期間は、少くともやはり食糧事情については、供出等のいろいろ／＼な諸般の措置が必要である、こういう予測に基いておるわけでありませう。それなら三年過ぎたら食糧事情は大丈夫かと言われましても、これは早く安定するに越したことはございませうが、それは今具体的に、これこれこうだから大丈夫だというやうに御説明ができるわけでもないものであ

りまして、それらのことは五箇年計画で目下練つておる、しかしその五箇年計画なるものも、いろいろ／＼なファクターの想定に基いておる、こういう事情であることは御承知願ひたいと思ひます。

○佐藤委員 農林省は他方において土地改革を重大な國策として現に遂行されておるのであります。この土地改革と食糧確保という問題は一貫性をもつべき必要と、またその可能性があるように考えますが、その点についてはいかうな願ひが拂われたか、この際承つておきたいと思ひます。

○山添政府委員 農地改革の目的の一つとして、食糧増産、農業生産を高めるといふことをねらつておることは申すまでもないのであります。しかしながらその事柄が具体的にこの法案と直接の関係があるというわけでもございせん。農地改革によりする結果は、農業者自作農にして生産意欲を高め、安んじて農業経営の改良に努めしむる、また所要の資本の蓄積をも可能ならしむるというところにあるのであります。これは長い目で見た食糧増産においては絶対に必要なものであり、何と申しましても供出が相当重荷であるといふときに、あのような改革をいたしますことは、緊急的にも必要でございませうが、さればと申しまして、この事前割当を中心とする法案と、何か具体的にこれ／＼の点が関連があるといふわけでもないものであります。

○佐藤委員 日本の食糧政策が將來内外の事情の変化によつていかなる改訂を受けるかといふことは、今日合理的に予測することはできないのでありま

す。

す。しかし現在の状態のもとにおいて一應顧慮されることは、土地改革と相並んで、その生産諸条件が明確にされなければ、その上に立つて食糧及びその対策が系統的に相当明確にされ得ると思ふのでありますが、そういう観点のもとに本法案を考えた場合に、先ほど申しましたように、單に感じ方からいつてこの昭和二十六年三月末というふうに限定することが、まことに根柢のない、よりどころのないもののように考へるのであります。しかしそれは一應の意見としておいて、ここで念を押してお尋ねしておきたいのは、これは二十六年三月限りで、廃止されるのか、あるいは事情によつては、なお將來かような法律を繼續して施行する意圖が、おありになるかどうかという点だけを簡單にお答え願ひたいと思ひます。

○山添政府委員 必要がなければ廃止することになりましようし、そのときの状況によつてさらに必要だといふことになれば、効力を延長されると思ひます。それらのことは、結局そのときにおける國會の意思であります。

○佐瀬委員 條文の具体的な内容にはいつて、二、三の点を明らかにしておきたいと思ひます。この農業計画の主体、もつと法律的に言うならば、その終局的な責任者はだれであるかという点について、立案當局のお考えを承わりたい。

○山添政府委員 農業計画につきましても、食糧の生産並びに供出、同時にこれに関連する所要資材の計画で、行政廳の定める中央計画は、法案に書いてありますごとく、関係者の意見を聽いて政府が定めるわけでありまして、農産物の生産供出につきましても、農林

大臣であることは申すまでもございせん。肥料、農薬、農機具の配給の計画につきましても、配給と申しましたけれども、これは生産が基礎であります。そしてその生産計画なるものは、安定本部においてこれを立てます。それに対しては担当省たる商工省、また中央官廳たる農林省が協力をし、かつ発言をいたすのであります。府縣以下の段階になりますと、それは法律の上に於いて終局的な責任は知事、また市町村においては市町村長でございます。しかしながら知事や市町村長は自分だけの意見というだけではいけません、それは農業調整委員會の議決を要する。言ひかえしますと、その議決をする機関が実体的にはものをきめていく、こういうことに相なるわけでありまして、

○佐瀬委員 私どもの立場からいいますと、若干疑問の存する点もあつますが、その点は解説論として残しておくと、次に伺ひたいのは、第十條と第十一條と憲法の關係であります。この第十條の作付制限といふことと、第十一條の農薬用施設等の徵用と申してもいいやうなこの措置とが、一休憲法の保障しておる私有財産權の原則と抵触しないかどうかという問題であります。御承知のように憲法第二十九條において、全面的に財産權の不可侵權を保障しておるのであります。これがこの法律によつて制限され、また徵用されるということになりますと、形式的に、また運用のいかんによつては實質的にもまづたゞ憲法第二十九條に反するやうな結果を生ずるといふことが懸念されるのであります。これに対する政府の御所見を明らかにしておきたいと思ひます。

○山添政府委員 財産權の内容は憲法の中で公共の福祉に従ふようにきめることになつておるわけでありまして、そこでこのように土地につきましても、第十條の關係はひつきやう土地利用がある場合には制限をするという結果になるわけでありまして、しかしながら、その土地を他の食糧作物その他に使用することはちつとも差支えないわけでありまして、不当の制限を加えておるわけではございません。元來いへば法律命令は、すべて財産權と何らかの點においては關係があることが多いのであります。たとえばへ理窟になるかもしれないが、建築について許可制度がある、これは資材の面から當然のことであると思ひますが、自分は金をもつてゐるのに金が自由に使えないのが、こういうやうな理窟を言う人がありまして、結局これは公益のため、公共の福祉のために財産權の内容が制限を受けるということがあるわけでありまして、ただそのために損失をこうむらしめる、その制限があるために特別の損失をこうむらしめるというところでありまして、当然國が補償義務を伴うべきであります。その補償義務との関連において、先般本委員が第十一條を問題にせられたことが、それについていふよりもより一定の必要な事項を指示するのでございまして、それによつて不当の損失をこうむらせるといふことは指示のし放しではこれは明らかにできないこととございまして、そういうやうな事柄につきましても、元來第十一條の規定の適用につきましても、慎重を期しておるのでございまして、委員會の方で必要な指示をする、それに対して当事者が不服があれば地方長

官の方にも言つていける。そういうことを聞いた上で、最後に必要があれば地方長官が指示をするということによつて、初めて一種の強制力をもつ、その前にも道徳的拘束力がありますけれども、罰則等の問題に發展するのはやういふ最終段階においてでありまして、十分運用について慎重を期してゐるわけでありまして、

○佐瀬委員 公共の福祉のために個人の權利が制限を受けるというのは憲法も明らかにしておる点でありまして、それには何人も異議のないことであります。ただ問題は、さやうな名前のもとに個人の神聖な權利の内容が制約されるというところにあるのであります。戦時中は公益優先の原則のもとに、これは今の言葉で言へば、まさに公共の福祉というものと掲げておるところは同じであります。公益優先、私益に先んじて公益が尊重されなければならぬといふので、國家總動員法その他きわめて強斷的な、專斷的な法律が多々行われたことは、終戦直後その廢止の命令によつて明らかにされたように、何人も疑われないのであります。つまりさやうなことが今度は公共の福祉という看板のもとに、立法の上においてあるいは行政の面において行われはしないか、殊に私どもの懸念するものは、いわゆる官僚統制の面からさやういふことが濫用されやしないかといふことを、政治的に國民のために深く憂えておるのであります。さやうな立場から本法案をながめてみますと、やはり憲法の精神に反する法律ではないかといふことが、全体的に疑われる余地が存しておる。先ほど同僚の綱島氏から、この法律によつて生産意欲が高揚されるかど

うか疑わしいといふことが、いろいろな点から見られるという御意見の開陳があつたやうであります。私も實際の經濟問題として、さやうなことが十分懸念されると思ふのですが、同時に法律的な見地から見ても、憲法の保障する個人の權利の尊重の建前から見て、民主主義下においてはやはりこの法案は進行するのではないかと、これを全体的に感ぜられるのであります。そこで私は今申しましたように第十條及び第十一條を具体的に取上げてみて、その疑ひの存するところを明らかにしたわけでありまして、政府委員の御説明のように、これが單に公正の福祉に合致するがゆゑに憲法違反ではない、あるいはまた運用の上において十分氣をつけるから憲法違反ではないといふやうなお考えであるならば、これはしごくわれわれの納得のいかない説明であると言わざるを得ないものであります。それから政府委員の御説明の中に、第十一條に基く措置については保障的な考へもあるやうに承つたのであります。つまりこれは憲法も規定しておりますやうに、もし公共の福祉のためにかやうな立法が必要であるとすれば、これは相當な保障を與えなければならぬといふことは、土地調整法等においてすでにその範が示されておるのであります。しかもその土地調整法の運用において、今日相當な保障を與えていないといふ事柄を根柢にして、憲法違反なりとする訴訟が全國的に提起されておることは、農林當局においても十分御承知のことと思ひますが、私はこの問題は、本法においてもやはり起る可能性があるのではないかといふことを懸念するのであります。

が、その点に対するお見通しはどうであるかということをお承りおきたいと思います。

○山添政府委員 第十一條の問題でございますが、この運用については、前提として農協協同組合等の活動、すなわち協同法によるところの生産の増進、またはいろんな生産の障害を除くための事柄を考へておるのであります。やはり実体はそういう生産協同体としての協同組合の活動ということをお考へております。その協同組合において、必要があればその事柄を権威づけよう。こういう考へ方をいたしております。

○佐瀬委員 これは協同精神のもとに自発的に行なわれるのであつて、強行するという運営方針でないという御意見になるのであります。

○山添政府委員 さように考へております。

○佐瀬委員 しかるに第三十條を見ますと、この第十二條第四項の命令に違反した場合には五千円以下の罰金に処すというふうに、刑事制裁をもつて強制するように規定はできておるのであるが、それはいかなる意味をもつものであるか。

○山添政府委員 私が申しましたのは協同的な活動を実行したとしておる。それに対していじな人があつて協同しないというような場合は、その協同活動に権威をつける、強制力をもたせる、こういうことを申したのであります。そういうことが事実と合致し、また運用もそういうことを考へておるわけでありませう。

○佐瀬委員 これは前條の第二十九條

でも、第十條に違反した者については二万円以下の罰金に処するといふふうな、かなりこの種の法規としては強い制裁規定を設けておりますが、私はかような制裁規定をもつて農民を脅かすといふことは、かえつて生産増進のゆえんではないかと考へるのであります。それは一應の意見として止めておきます。

そこでさらに問題を先ほどの第十一條の保障的な措置に関する点に引もどして、この際明らかにしておきたいのであります。いよいよさうな公共の用に供するといふ目的のために個人の施設、用具、つまり私有物に制限を加へるといふことであるならば、これは当然憲法の保障しておる相当の補償を與えなければならぬ。そこでこの補償をいかに與へるか。つまりたががどういふ算定のもとに、どういふ手続のもとで行うかということ、私は明確に法律の上に規定しておく必要があるのではないかと考へるのであります。

かの戦時経済立法の中でも、私権制限の徹底的な規定が多々あつたのであります。常にかつた戦時法規の中でさえ、そういうような場合には明確な補償の規定を設けておつたのであります。しかるにこの法案においては、一箇條もその点に触れていないといふことは、きわめて思想的にもよろしくないばかりでなく、立法的、技術的に見ても非常に杜撰なものであると言わざるを得ないのであります。これに対する政府のお考へを承つておきたいと思ひます。

○山添政府委員 第十一條に關連いたしまして、政府は何ら補償するといふ考へ方をもつておらないのであります。

す。同時にこの指示によつて、かような指示を受ける人に損害を與へるとも考へていないのであります。たとえば農業施設の共同利用、もしここに自動式の薬剤を散布する発動機が何かもつておる。それを皆の人に使わせる。それには当然必要とする額を拂うのであります。

○佐瀬委員 その拂うというのはいくら

がどういふふうな手続で拂ふことになるんですか。

○山添政府委員 それは指示の内容でやりまして、これ／＼の人の持つてゐるのを皆に使わせてやつたらどうか。その料金はこれ／＼だ。こういうわけでありまして、必要な事項を指示することができる。これは農業生産に關して万般のいろ／＼な場合が予想せられますが、それらのことを一々明確に法規に規定するといふことも不可能であります。またこれを地元の市町村の調整委員会において必要と認めるときにやるのであります。それはおのずから村の人たちの間の問題でありまして、いろ／＼御心配になるような事柄が生ずるとは、私も考へていないのであります。

○佐瀬委員 私どもは農村の電化あるいは機械化というふうなことを理想としておるのであります。さうなことが実現の運びに至れば相当農業用施設として重要な利用價值のあるものが出てくるのであります。それを他の者のために共同の利用に供するといふことであるならば、それはたゞいま政府委員の引用された程度の料金かなんかの支拂で事が済むというふうな輕いものではなくなつていくであらうと考へるのであります。そこで一方においては、

しかもその指示に反するならば刑罰をもつてこれに服せしめるといふことすら規定しておる強行規定であります。その強行規定を行わんとするのであるから、むしろその点に対する政府委員の説明のような料金の支拂いをもつて解決していくという考へであるならば、この法律の中にたればどういふ手続のもとに、どう支拂うかということ規定するの、むしろ立法的措置として妥當である。單にそれを当事者に指示の内容として任せるということでは事足らないのであります。しかも再び繰返しますけれども、この指示に反するならば、刑罰を科せられるといふ強行規定であるといふことを、政府においても念頭に置いて、立法的措置をお考へになるのが至當ではないかと思ひます。で、重ねてその点について明確なお答えを求めておきたいと思ひます。

○山添政府委員 そこで刑罰までに行きますのにつきましては、慎重なる取扱ひをいたすように規定をいたしておるのであります。一方的に地方長官からその指示に従ふといふような命令があるわけはありませぬ。

○佐瀬委員 もう一点最後に伺ひます

が、いつたい農民を萎縮させるような内容をもつた法律が、しかも前に申しましたように、罰則を設けていゝといふ点において、私はこの法律の立法目的をはたして達成し得るかどうかという点を疑わざるを得ないのであります。むしろかような刑罰的な規定は削除してしまつたらどうかというように考へるのであります。政府委員の方で、立案當時さうな考へはなかつたのか。また將來についてはどうお

考へになつておるか。この点を明らかにして質問を終りたいと思ひます。

○山添政府委員 日本の農村においては、相当共同事業といふものが発達しておるのであります。今後ますます発達せしめなければならぬ。今度の協同組合の法制で全然自由ということに相なりまして、これは結構だと思ひるので、その線に沿つて共同事業を進めるのであります。同時にそれを権威づけるというふうな制度も、法制上にとつておくといふことは、その協同を進めるといふことに対して、やはり役に立つといふ考へをもつてゐるわけでありませう。

○井上委員長 最後に成瀬君が一点質問したいやうです。許します。

○成瀬委員 私は過日來速記なしで質疑應答を重ねてまいつたのであります。この際、二点簡単に政府委員にお尋ねしたいのであります。なるほどこの法律案なるものは、昨年第一國會が始まりました。當時における食糧の危機突破のために、國會においては、進早くフリー・トリーディングの形において各党の意見の開陳があり、またそれらの意見の総合的立場において、農林委員会におきまして早速食糧小委員会を開き、そして八月二十六日に政府に対して、二十二年度における米の供出に対しては、かくかくのことあるべしという一應の結論をつけまして、さうして指示したのであります。政府はその線に従ひまして、昨年食糧調整法なるものが上程されてまいりましたが、諸般の情勢がこれを通過するに至らなかつたのであります。その當時におきましては、相当議論を重ねましたが、それらの議論の中で、その法

案の内容におきまして不備とせられるものを政府に改め、この食糧確保臨時措置法の中に盛り込んでまいりました。昨年と比べてみますと、相当進歩的な案になつておるといふことは、われわれも認めるところであります。すなわち農民が多年要望するところの責任生産制をとるといふこと、あるいはまた増産意欲の高進をはかるということ、また國民全体の食糧の確保をやるということ、あるいは民主的割当方法を講じて、農民が安心して納得いく方法によつて、食糧の確保を付かつていくという見地におきまして、原則的に私はこれに對しまして賛成の意を表するのであります。そうした一つの面と、もう一つは、昨年来相當の期間、政府は基本的な供出の法律をもつていなかったために、食糧管理法等のそれぞれの法律によつて、食糧確保のために事前割当等の措置をいたしたのであります。ところが、いろいろの見地からいたしまして、日本政府特に日本の農林省が、食糧の確保のために、供出に對して農民の納得いくような方法を講ぜられないような傾向がある。従つてこれがために、國家全体の食糧確保のために遺憾な点があるというふうなお考えであつたかどうかは、司令官部においては、全國各地に食糧の供出を奨励の方を派遣いたしまして、各縣においては各町村一名ないし二名は必ず一箇所に集めまして、世界の食糧事情、日本における食糧事情の詳細なる説明があり、農民に協力方を指示いたしまして、農民またこれに協力いたしてまいつたのであります。こういうふうなあり方は、日本の國內における食糧生産に關する限り、日本の民主的な立

場において、官民一致の立場においてその責任を果す能力がないために、司令部の御やつかいになるというふうな印象を農民に與えておるといふことは、はなはだ遺憾であります。またいろいろその基本的な法律がないために、あちらこちらに供出の割当等についての法がわしい、誤りが多いことも起つた次第であります。この際いろいろ法律案が生れたといふことは、われわれは基本的に歓迎しなければならぬ、こう考へるのであります。しかしながら、まだまだ第一條より第三十條にわたる間の各條にわたつて目を通してまいりますと、部分的に修正すべき点があるものであります。そういう修正すべき点については、すでにあらゆるわれわれの同僚によりまして指摘されておりますので、この際屋上屋を架するやうな質問はいたしません。私も、政府に對してお尋ね申し上げたいのは、増産と食糧確保、責任生産という見地から、この食糧確保臨時措置法において意圖しておる面積を確保することができるといふやうな点について、この法律をもつてはたしてできるものであるかどうか、別に單行法等の制定によつてなすべきではなからうかといふやうな考えをもつのであります。現在いかに公平なる割当をいたしたいこととしても、数十万町歩浮かしたといひましたも、そこにやみの産物が存在するといふことであつては、公平なる割当ができないといふことはもちろんのことでありまして、また地力においても、いわゆる甘土を一尺もこしらへまして、普通の者の二倍もとるやうな篤農家があり、また情農

は……
○井上委員長 簡単に願います。
○成瀬委員 甘土もこしらへることをしないといふやうな点において、こういうやうな努力をして收穫いたしておる点を考へて、その地力を決定するに ついては、何かの基準がなくしてはならない、こう考へられますが、こういうやうな技術的な面について、面積の確保、地力調査等の方面についての具體的な方法を考へていただきたい。またもう一つは、金融その他のいろいろの点については、われわれが言うまでもありませんが、殊に農民に對しては木材價格の決定その他諸般の情勢からして、すでに十数年間農機具の價格といふものは、急激に暴騰いたしておる。元來米價を基準として、農村におけるところの農業用必需資材といふものは決定されておるにかかわらず、そういうものを無視いたしまして、一方的に暴騰を続けおるやうな現状であります。またその品質においても、粗悪なものが多いに氾濫いたしておる。粗悪なものが多いに氾濫いたしておる。農民の利益の擁護の立場から、どうもここに決定的な措置が行われていない。よく考へておるのであります。この点に關しまして、農林省は諸般の情勢から、農機具の價格關係について発言をして、農民の利益擁護のために行動をしたことがあるか、またそれらに對しまして、相當監視的な行動をとつたかどうかといふことを疑うのであります。この問題に關する限り、ぜひ政府の所信を聴きたい。これは一例であります。木材が今春價格改訂になつても、マル公の價格がかえつてやみ價格より高いという状態でありまし

て、また現在においてもやはりそういうやうな立場をとつておりますが、政府がこれはいくら／＼戦災地その他の復興のために木材が必要であるといふやうな点において、その実情をよく把握しておられないためにマル公の木材はやみよりかえつて高いという現象を示しておる。こういうことが農機具の價格に對しても適用されるとするならば、これらの損害はただひとり農民が背負うのみであるといふことを考へまして、これらに對する政府の考へを承りたい。

また今日食糧問題に對しましては、二つの流れによつて農村において相戦つておる。なぜならば、いわゆる農村の全人口の約二割程度を占めております富農階級、それから七、八割を占めるところの貧農の層の立場、これらの立場において供出割当に對しまして、暗闘が続けられておることは事實であります。この貧農の立場においては、保有米をとるがために、あらゆる苦勞をいたしておる。また富農の場合におきましては、政府のとりとるところの農作物價格政策なるものが不合理なるために、再生産に對するところのそれが保障されておらない。こういうやうな立場からいひまして、供出の面にそれ程が深刻に現れておるのであります。私も、私も、富農の人こそ供出に對して莫大なるところの負担を背負つておる人々であります。またこれらの人たちが増産の方面におきまして、特に力を入れてもらわなかつても、大面積を有するこれらの富農の努力によつて、また考えいかにによつて、供出の面に對してぐらゐ問題が生じてゐるのであります。これらの貧農、富

農の問題をよく理解をされて、公平なる食糧の確保をこの法律の中において見出していかねばならぬと考へるものであります。ほかにまだ／＼ありますが、大体これらの点について政府の公平なる御意見を承りたいと思ふのであります。

○山本政府委員 面積でありますとか、地力に關する調査に關しては、この春一應のことはいしたしたのであります。が、なお今後継続してやつていきたい。それに関する法的基礎といたしましては、この法律第二十八條に入れたおきました。しかし何らか將來非常な大予算をもつて、一時に画期的な方法でやるというやうなことがきまれば、それはその際にまた立法措置を講じなければならぬと考へております。

農機具についていろいろお述べになりましたが、確かに品質の点また價格の点、いろいろ問題はあらうと思ひます。これもしかしだんだん供給が豊富になるに従つて、改善されておるのであります。今後ともに努力していきたい。現在商工省の方に生産は移つておりました。農林省はもっぱら配給といふことに建前上なつておりますけれども、その生産等につきましても、農林省としては技術的な方面から密接な協力をいたしておるのであります。今後ともにその方面に最善の力をいたしていきたいと考へております。

それから農家の階層別の事情につきまして、いろいろ御意見がございましたが、これは農村において現にお話のやうな点があるのであります。ぜひこの民主的な農地調整委員等によりまして、公平なる割当をするといふこと

によつて、すべての人が公正妥当に取扱われる。そしてそれらの條件と努力に應じて経済を安定せしめ、また生産を發展せしむるようなふうに、成瀬委員等におかれましても、十分その御指導に御盡力いただきたいと思ひます。

○井上委員長 今日はこの程度で散会をいたしたいと思ひます。明日午前十時からさらに委員会を開きまして、本法案に対する態度をきめることにいたします。大体この会は現在まで二十二人質疑をいたしました。約五日間かつております。相当詳細にわたりました。本法案に対してはあらゆる角度からの検討が加えられ、かつすでに各党の間においては、それ／＼それらの意見をまとめられまして、修正すべきところは修正する、あるいはまた政府側に対して、それぞれ要求すべきところは要求するという態度がすでにきまつてきております。それから、できれば明日午前中に質疑を終了いたしました。午後討論をいたしたいというつもりでありますから、さようひとつ御了承願ひたい、会期もあともう二日くらいしかありませんので、ぜひ一つ御協力を願ひたい。

これにて散会いたします。

午後四時四十二分散会

昭和二十三年十月十四日印刷

昭和二十三年十月十五日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局